

ちば

食肉衛生検査所

# 事業概要

令和4年度



千葉  
県  
CHIBA

## はじめに

近年の食を取り巻く環境に対応するため、平成30年に公布された改正食品衛生法は、猶予期間を終えて令和3年6月から完全施行となりました。これによりと畜場や食鳥処理場においてもHACCPに基づく衛生管理が導入されています。各食肉衛生検査所では、所管施設に対して定期的な外部検証や監視を実施し、HACCPに基づく衛生管理が適切に運用されるよう指導・助言等を行い、衛生的な食肉の確保に努めています。

家畜伝染病に関しては、令和3年度に引き続き令和4年度も、国内各所で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎました。我が県でも、11月から2月にかけて6か所の養鶏場等で発生が確認され、およそ64万羽の鶏やあひるが殺処分されました。また、豚熱については県内での発生はないものの、全国各地で発生が続いています。

食肉衛生検査所では、家畜疾病の排除を確実に実施するとともに、管内施設で家畜伝染病が発生した場合に備え、家畜保健衛生所をはじめとする関係機関と連携して、感染拡大を防止するための危機管理体制の強化を図っています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷していた国際交流及び物流に回復の兆しが見られます。その中で県産物の食の魅力をさらに広く発信できるよう、そして県民が安心して食事を楽しむことができるよう、我々、食肉衛生検査所職員は検査業務の研鑽を積み、事業者、生産者や家畜保健衛生所など関係機関との情報共有や連携を強化しながら、より一層の食肉の安全・安心の確保に努めてまいります。

ここに、令和4年度の千葉県食肉衛生検査所の事業概要をとりまとめましたので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

令和5年10月

千葉県中央食肉衛生検査所長	畑野 克巳
千葉県東総食肉衛生検査所長	可世木 仁哉
千葉県南総食肉衛生検査所長	藤平 英一

## 目 次

## 第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革	3
2 組織及び所掌事務	
(1) 組織図	5
(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)	6
(3) 職員構成	9
3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図	10
4 検査所の建物平面図及び案内図	
(1) 中央食肉衛生検査所	11
(2) 東総食肉衛生検査所	12
(3) 南総食肉衛生検査所	13
5 主要設備器具一覧	14

## 第2章 と畜検査事業

## 1 全県統計

表 1 管内別検査頭数	15
表 2 月別検査頭数	15
表 3 畜種別・病因別病畜検査頭数	16
表 4 月別・病因別疾病検査頭数	16
表 5 年度別と畜検査頭数	17
表 6 と畜検査結果	18
表 7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	19

## 2 検査所別統計

## (1) 中央食肉衛生検査所

表 8 月別検査頭数	20
表 9 と畜場別と畜検査頭数	20
表 10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	20
表 11 畜種別・病因別病畜検査頭数	21
表 12 月別・病因別病畜検査頭数	21
表 13 年度別と畜検査頭数	21
表 14 と畜検査結果	22
表 15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	23

## (2) 東総食肉衛生検査所

表 16 月別検査頭数	24
表 17 と畜場別と畜検査頭数	24
表 18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	24
表 19 畜種別・病因別病畜検査頭数	25
表 20 月別・病因別病畜検査頭数	25
表 21 年度別と畜検査頭数	25
表 22 と畜検査結果	26
表 23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	27

## (3) 南総食肉衛生検査所

表 24 月別検査頭数	28
-------------	----

表 25	と畜場別と畜検査頭数	28
表 26	と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	28
表 27	畜種別・病因別病畜検査頭数	29
表 28	月別・病因別病畜検査頭数	29
表 29	年度別と畜検査頭数	29
表 30	と畜検査結果	30
表 31	畜種別・疾病別一部廃棄頭数	31
第3章 食鳥検査事業		
表 32	食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数	32
表 33	食鳥検査羽数の年度別推移	32
表 34	月別検査羽数	33
表 35	食鳥種類別措置数及び廃棄数	33
表 36	食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数	33
表 37	禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)	34
表 38	禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)	35
表 39	食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数	36
表 40	認定小規模食鳥処理場の確認状況	37
表 41	認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移	37
表 42	認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況	37
第4章 精密検査		
1	と畜・食鳥関係精密検査	38
2	食品化学検査関係	42
第5章 衛生指導関係		
1	食品衛生監視	43
2	衛生講習会	43
3	衛生状況調査	43
4	と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証	48
第6章 調査研究		
1	年度別調査研究発表目録(平成21年度～令和3年度)	50
2	令和4年度調査研究目録	52
第7章 附表		
1	と畜場使用料・とさつ解体料並びに検査手数料	62
2	と畜場の構造設備等の概要	63
3	大規模食鳥処理場の構造設備等の概要	63
4	歴代所長一覧	64

# 第1章 総説

## 1 食肉衛生検査所の沿革

食肉衛生行政は昭和22年衛生行政機構の改善と強化が図られた一環として、それまで警察が行っていたものを保健所の行政組織下に置かれることになった。そして昭和28年社会情勢に対処するため屠畜場法が廃止され、現在のと畜場法が施行された。その後昭和40年代に入ると、高度成長期における食肉及び食肉製品の需要の急増と安全な食肉に対する要望に応えるため、本県では下表のような変遷を経て、現在に至っている。

なお、平成13年4月から精密検査の機能強化を図るため、各食肉衛生検査所で行っていた精密検査部門を東総食肉衛生検査所に集約した。

また、平成13年9月に本県において国内初のBSE陽性牛が確認されたことから、平成14年4月、検査を一括実施する東総食肉衛生検査所にBSE検査課を新設した。平成25年7月BSE検査対象月齢が48か月齢超へ引き上げられたことから、平成26年4月には細菌・BSE検査課として統合し、さらに平成29年4月健康牛に対するBSE検査が廃止されたことから、細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合した。同年4月と畜場および食鳥処理場におけるHACCP導入の支援指導等を行うためHACCP推進課を新設した。

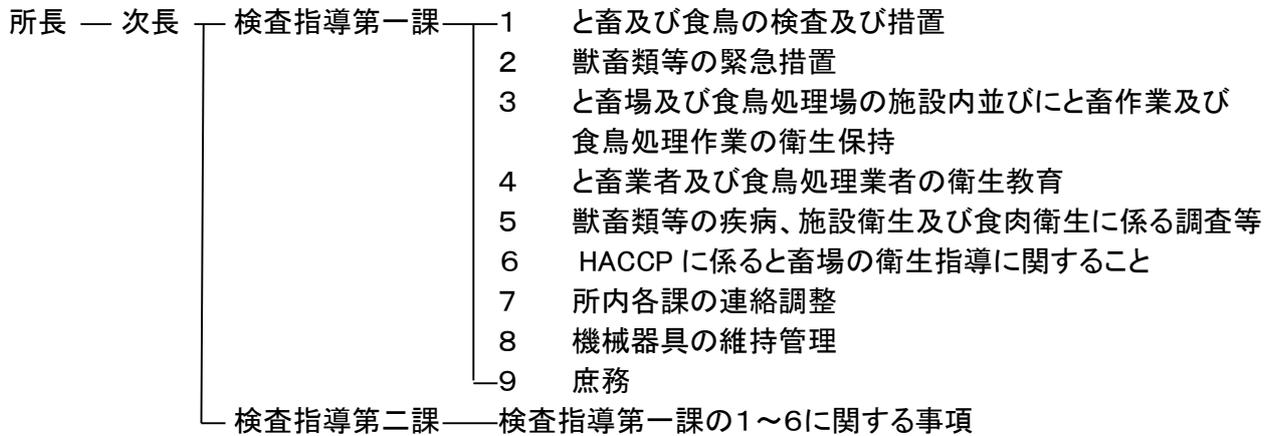
中央食肉衛生検査所	昭和49年 昭和50年 昭和52年 昭和58年 平成 4年 平成13年 平成21年	千葉県第4次総合5ヶ年計画で船橋保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足 事務所を船橋市浜町に移転 庶務検査課を庶務課・検査課に分離し3課となる 事務所を千葉市中央区神明町に移転 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 庶務課・検査課が廃止され、業務課が検査指導課に改称され2課となる 事務所を成田市加良部に移転
東総食肉衛生検査所	昭和46年 昭和48年 昭和52年 昭和60年 平成 元年 平成13年 平成14年 平成26年 平成29年	旭市に庶務検査課・業務課の2課で発足 旭市二に庁舎を建設、移転 庶務課・検査課を分離し3課となる 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 業務第三課を新設し5課となる 検査課を細菌検査課・理化学検査課に分離し、業務課を検査指導課に改称し、6課となる BSE検査課を新設し7課となる 細菌検査課とBSE検査課を細菌・BSE検査課に統合し、6課となる 細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合し、HACCP推進課を新設し6課となる

<p>南総食肉衛生検査所</p>	<p>昭和56年 昭和58年 平成13年</p>	<p>千葉県第2次新総合5ヶ年計画で茂原保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足 茂原市上林に庁舎を建設、移転 庶務検査課・業務課が検査指導第一課・検査指導第二課に改称される</p>
------------------	----------------------------------	---

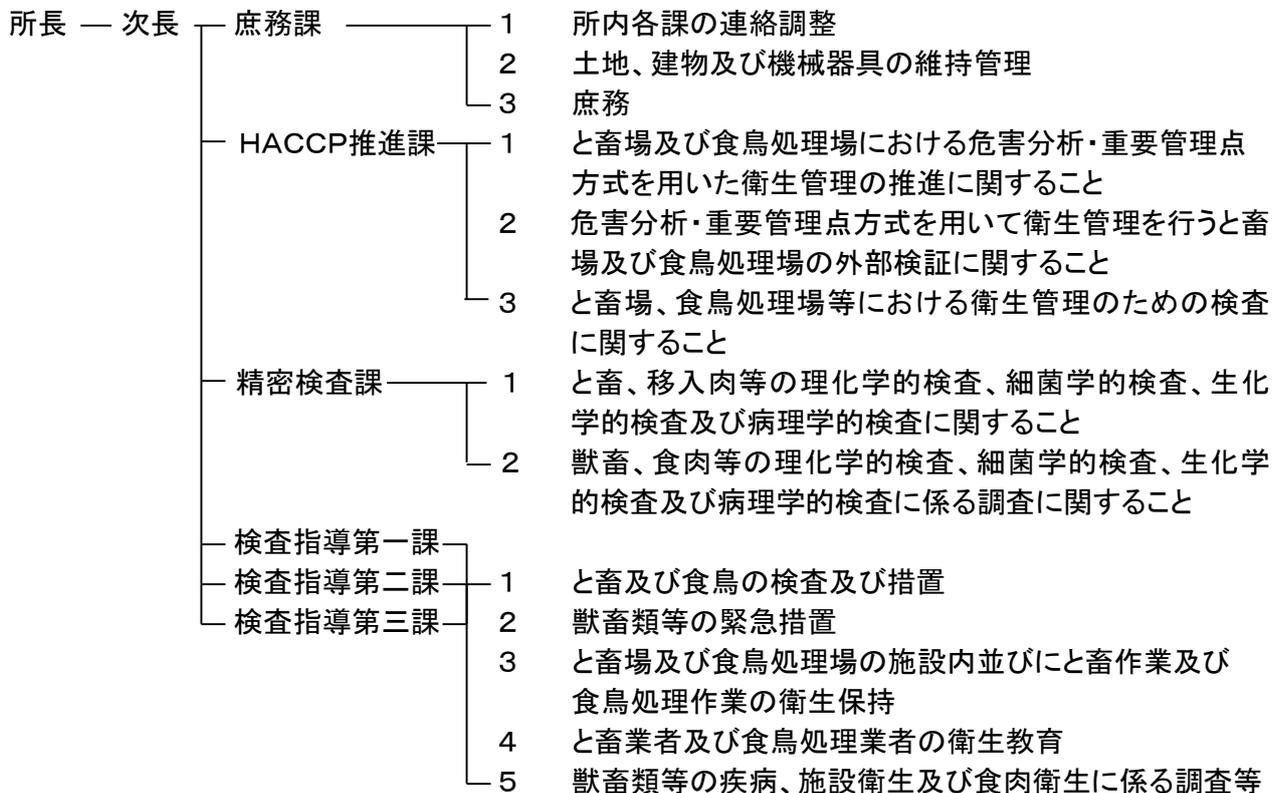
## 2 組織及び所掌事務

### (1) 組織図 (令和4年4月1日現在)

#### 中央食肉衛生検査所



#### 東総食肉衛生検査所



**南総食肉衛生検査所**

所長 一次長	—	検査指導第一課	1	と畜及び食鳥の検査及び措置
			2	獣畜類等の緊急措置
			3	と畜場及び食鳥処理場の施設内並びにと畜作業及び食鳥処理作業の衛生保持
			4	と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育
			5	獣畜類等の疾病、施設衛生及び食肉衛生に係る調査等
			6	HACCPに係ると畜場の衛生指導に関すること
			7	所内各課の連絡調整
			8	土地、建物及び機械器具の維持管理
			9	庶務
		検査指導第二課	1	検査指導第一課の1～5に関する事項
			2	野生鳥獣肉処理施設の施設内及びとさつ解体作業の衛生保持

**(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)**

(食肉衛生検査所長)

**第五条の三 食肉衛生検査所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。**

- 一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関すること。
  - イ 第四条第三項の規定による届出の受理に関すること。
  - ロ 第五条第二項の規定による制限に関すること。
  - ハ 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
  - ニ 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令に関すること。
  - ホ 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
  - ヘ 第十三条第三項の規定による指示に関すること。
  - ト 第十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
  - チ 第十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
  - リ 第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
  - ヌ 第十四条第四項の規定による承認に関すること。
  - ル 第十六条の規定による措置に関すること。
  - ヲ 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
  - ワ 第十八条第一項の規定による施設の使用の制限及び停止の命令に関すること。
  - カ 第十八条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務の停止命令並びにとさつ及び解体の禁止に関すること。
- 二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関すること。
  - イ 第四条第二号の規定による指定及び許可に関すること。

- ロ 第五条第一項第一号の規定による許可に関する事。
- ハ 第五条第一項第二号の規定による許可に関する事。
- ニ 第五条第一項第三号の規定による許可に関する事。
- 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関する事。
  - イ 第三条の規定による許可に関する事。
  - ロ 第六条第一項の規定による変更許可に関する事。
  - ハ 第六条第三項の規定による届出の受理に関する事。
  - ニ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。
  - ホ 第八条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する事。
  - ヘ 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用禁止又は食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令に関する事。
  - ト 第十二条第六項の規定による届出の受理に関する事。
  - チ 第十三条の規定による解任命令に関する事。
  - リ 第十四条の規定による届出の受理に関する事。
  - ヌ 第十五条第一項の規定による検査に関する事。
  - ル 第十五条第二項の規定による検査に関する事。
  - ヲ 第十五条第三項の規定による検査に関する事。
  - ワ 第十六条第一項の規定による認定に関する事。
  - カ 第十六条第二項の規定による変更の認定に関する事。
  - コ 第十六条第六項の規定による解任命令に関する事。
  - ク 第十六条第七項の規定による報告の受理に関する事。
  - ケ 第十六条第八項の規定による届出の受理及び効力を失う日の決定に関する事。
  - コ 第十六条第九項の規定による指導及び助言に関する事。
  - セ 第十七条第一項第四号の規定による届出の受理に関する事。
  - ネ 第二十条の規定による措置に関する事。
  - ナ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事。
  - ラ 第三十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関する事。
- 四 食品衛生法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設(いのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体する営業又はいのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体し、若しくは解体された肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。)に係るものに限る。))
  - イ 第二十六条第一項の規定による検査命令に関する事。
  - ロ 第二十八条の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
  - ハ 第五十九条の規定による廃棄命令又は処置命令に関する事。
- 五 食品表示法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十五条の規定による食肉処理業の許

可を受けた施設に係るもののうち、アレルギー、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る。)

- イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関する事。
  - ロ 第六条第五項の規定による命令に関する事。
  - ハ 第六条第八項の規定による命令に関する事。
  - ニ 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関する事。
  - ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付に関する事。
  - ヘ 第十二条第三項の規定による調査に関する事。
- 六 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関する事。
- イ 第七条第二項ただし書の規定による許可に関する事。
- 七 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るものに限る。)
- イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関する事。
  - ロ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関する事。
  - ハ 第十七条第四項の規定による確認に関する事。
  - ニ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関する事。
  - ホ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問に関する事。
  - ヘ 第三十八条第二項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関する事。

全部改正[昭和六三年規則二八号]、一部改正[平成四年規則五一号・五年四〇号・一一年四三号・一二年一三〇号・一五年一三六号・一六年五〇号・一七年五九号・一九年四二号・二五年三五号・二七年十六号・二八年一八号・令和二年規則十七号・令和三年規則六号]

(3)職員構成（令和4年6月1日現在）

中央食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1(技)			2(技)	1(事)	1(事)	1(技)			6
検査指導 第二課			1(技)	1(技)		2(技)			1(技)	1(技)		6
計	1	1	2	1		4	1	1	2	1		14

東総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(事) 1(技)										3
庶務課			※1		1(事)						1(事)	2
HACCP 推進課			1(技)			1(技)			2(技)			4
精密検査 課			1(技)			2(技)			2(技)		1(技)	6
検査指導 第一課			1(技)	2(技)		2(技)					7(技)	12
検査指導 第二課			1(技)	2(技)		2(技)			1(技)		5(技) ※2	11
検査指導 第三課			1(技)	1(技)		1(技)					7(技) ※2	10
計	1	2	5	5	1	8			5	0	21	48

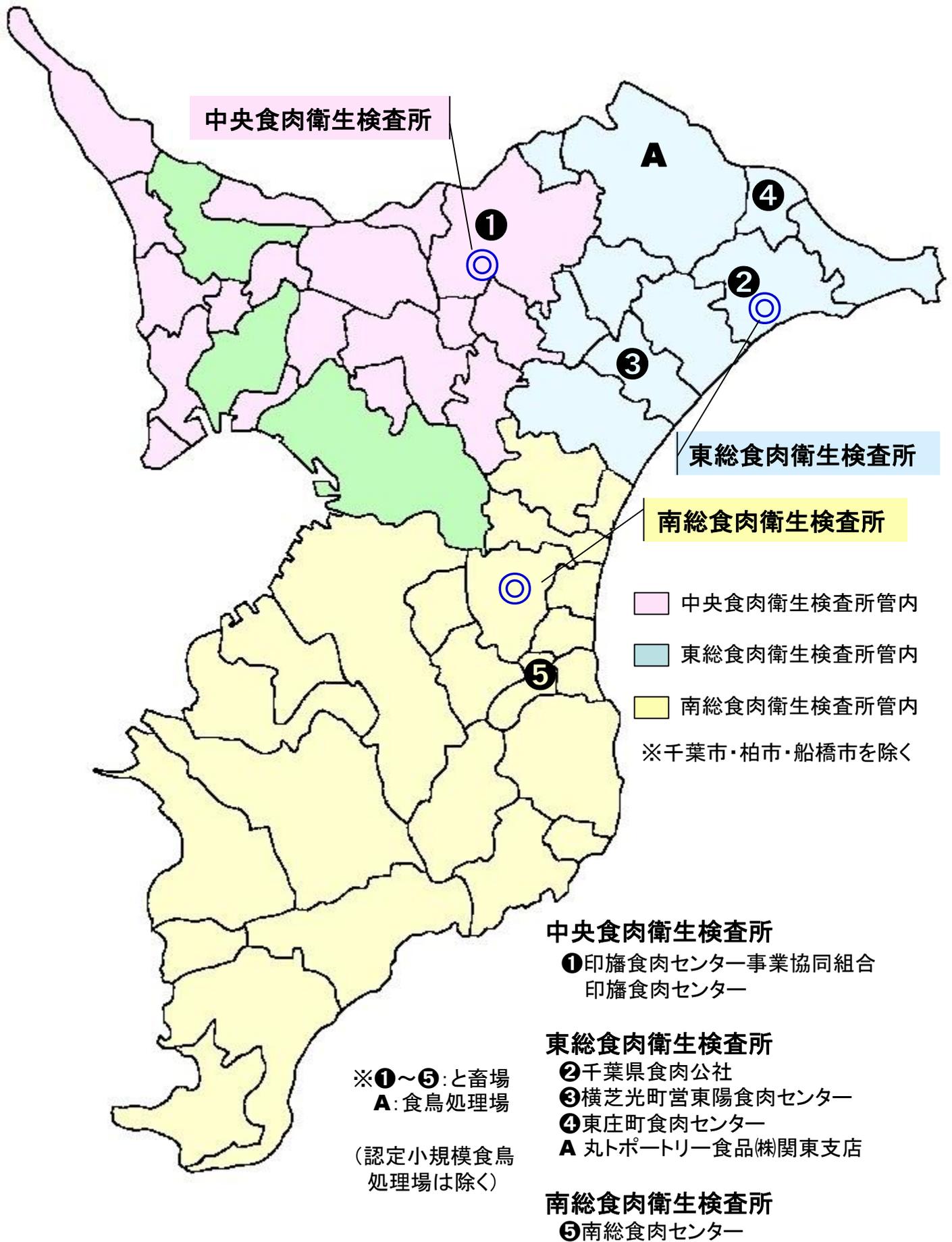
※1 事務次長による事務取扱 ※2 臨時的任用職員を含む

南総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			※1	2(技)	1(事)	2(技)					2(技) ※2	7
検査指導 第二課			1(技)	3(技)					1(技)			5
計	1	1	1	5	1	2			1		2	14

※1 技術次長による事務取扱 ※2 臨時的任用職員を含む

### 3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図



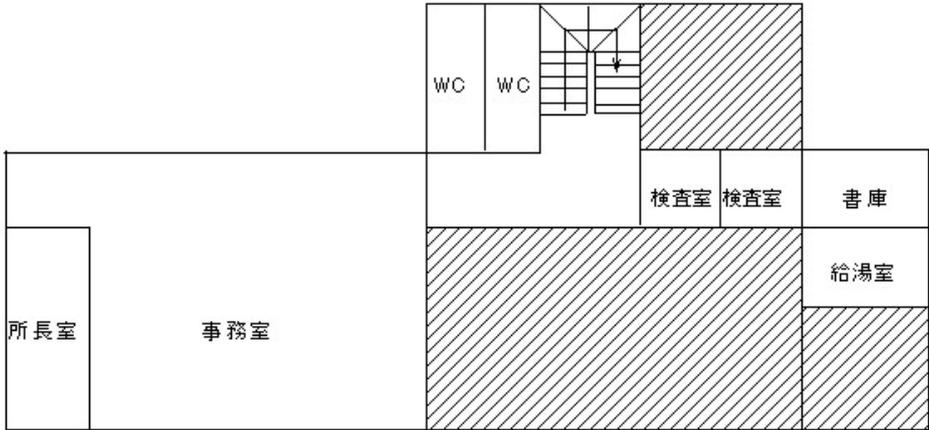
# 4 検査所の建物平面図及び案内図

## (1)中央食肉衛生検査所

### ア 施設の概要

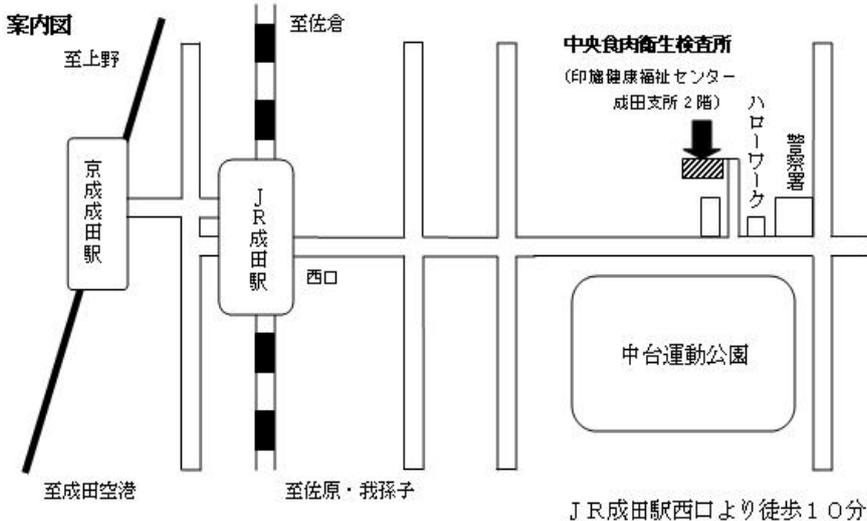
- 所在地 成田市加良部 3-3-1
- 敷地面積 2,378.57 m<sup>2</sup>
- 建築延面積 792 m<sup>2</sup>
- 規模構造 鉄筋コンクリート2階建
  - 内訳 1階 440 m<sup>2</sup>(印旛健康福祉センター 成田支所)
  - 2階 298 m<sup>2</sup>(当所)※一部他事業施設
  - 車庫 54 m<sup>2</sup>

### イ 平面図



▨ : 中食検管轄外

### ウ 案内図



## (2) 東総食肉衛生検査所

### ア 施設の概要

所在地 旭市二の 5908-3

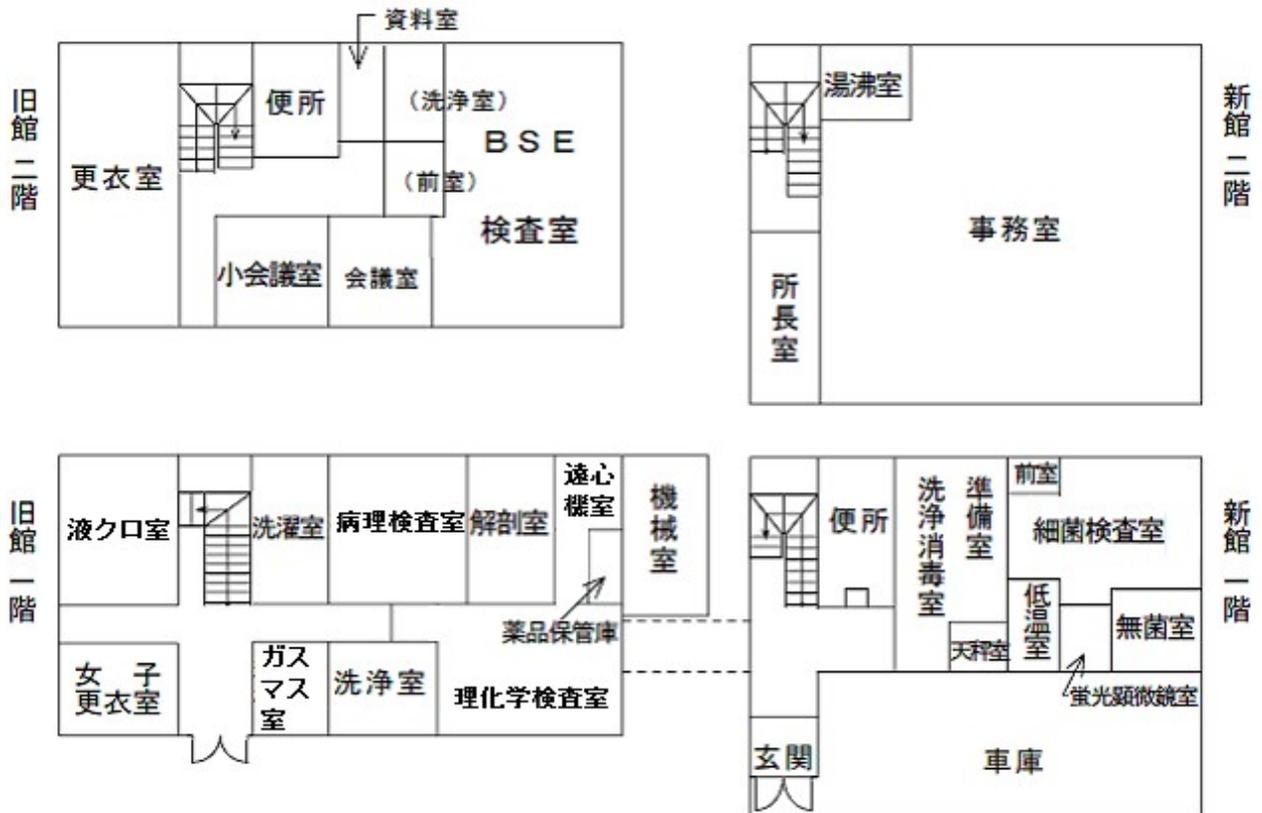
敷地面積 1,973.00 m<sup>2</sup>

建築延面積 945.05 m<sup>2</sup>

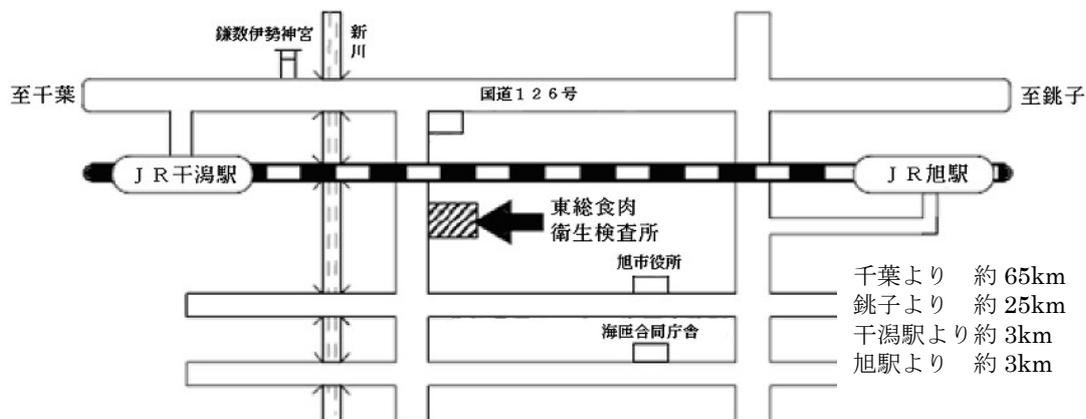
規模構造 鉄筋コンクリート2階建

内訳	新館	1階	228.40 m <sup>2</sup>
		2階	234.00 m <sup>2</sup>
	旧館	1階	250.90 m <sup>2</sup>
		2階	231.75 m <sup>2</sup>

### イ 平面図



### ウ 案内図

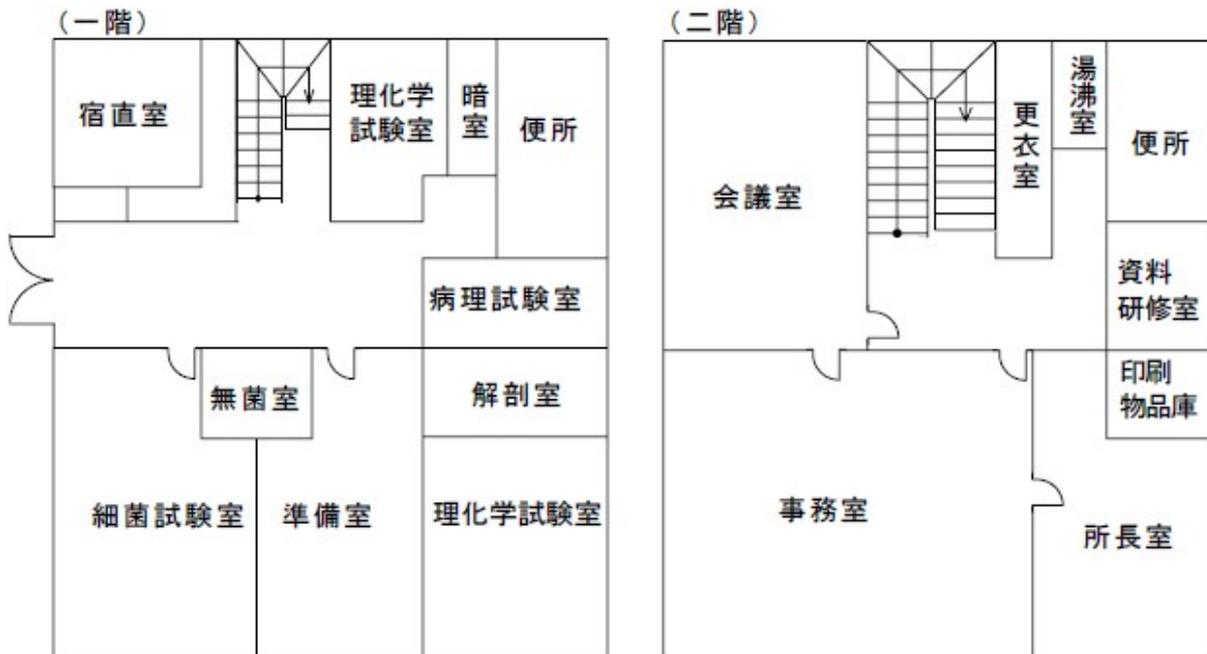


### (3)南総食肉衛生検査所

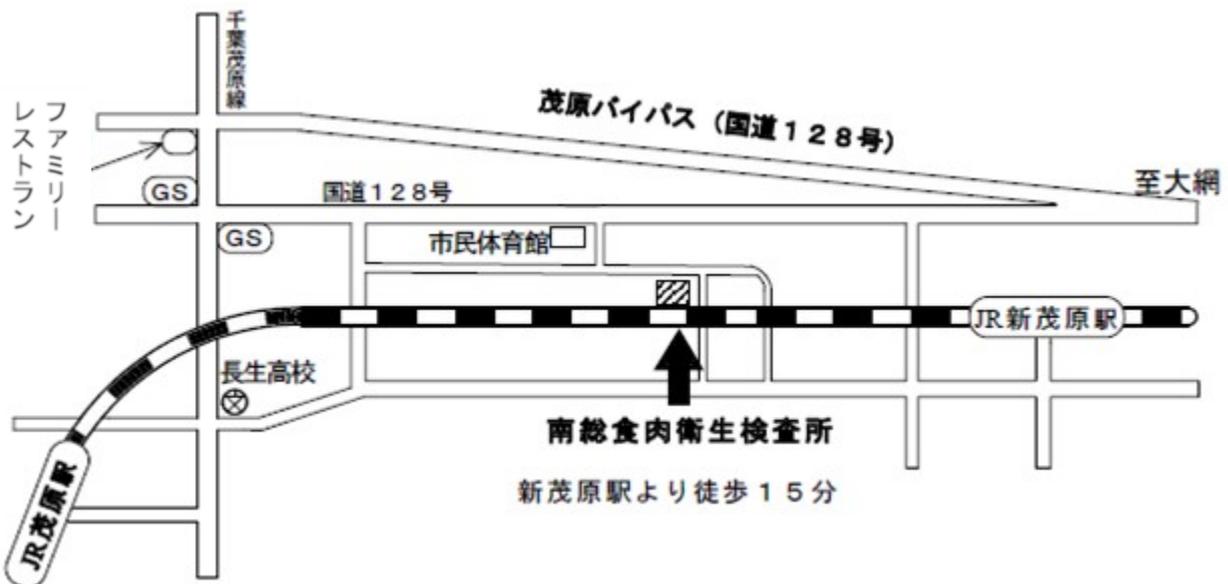
#### ア 施設の概要

所在地 茂原市上林 203-1  
 敷地面積 1,195.41 m<sup>2</sup>  
 建築延面積 420.00 m<sup>2</sup>  
 規模構造 鉄筋コンクリート2階建  
 内訳 1階 210 m<sup>2</sup>  
       2階 210 m<sup>2</sup>

#### イ 平面図



#### ウ 案内図



## 5 主要設備器具一覧

### (1) 検査用機器

#### ○ 理化学検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
遠心機	0	2	2	pHメーター	0	1	0
高速冷却遠心機	0	2	0	電子天秤	1	2	1
高速液体クロマトグラフ	0	2	0	電気炉	0	1	0
ロータリーエバポレーター	0	6	0	ホモジナイザー	0	2	0
ネオクールアスピレーター	0	3	0	ブレンダーミル	0	3	0
純水製造装置	0	1	0	超音波ピペット洗浄器	0	1	0
インキュベーター	0	1	0	卓上型生化学検査システム(スポットケム等)	1	1	1
ドラフトチャンバー	0	1	0	フリーザー	0	2	0
ウォーターバス	0	1	0	クールインキュベーター	0	2	0
高速液体クロマトグラフ用質量分析計	0	1	0	器具乾燥器	0	1	0
冷蔵庫	0	2	8	超音波洗浄器	0	1	0

#### ○ 微生物検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡(倒立、実体、ディスカッション、蛍光)	3	6	0	超低温フリーザー	0	1	0
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	微量高速冷却遠心機	0	1	0
オートクレーブ	1	2	2	ヘマトクリット遠心機	0	1	0
乾熱滅菌器	0	1	0	卓上冷却遠心機	0	1	0
プログラムインキュベーター	1	4	4	ストマッカー	0	3	0
CO <sub>2</sub> インキュベーター	0	1	0	ピペットコントローラー	0	2	0
振盪培養器	0	1	0	pHメーター	0	1	0
ウォーターバス	0	2	0	放射温度計	0	1	2
安全キャビネット	0	1	0	純水製造装置	0	1	0
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	0	1	0	電子天秤	0	2	1
アルミブロック恒温槽	0	1	0	超音波洗浄器	0	1	0
ヒートブロック	0	1	0	器具乾燥器	0	1	1
冷蔵庫・冷凍庫	0	1	0	薬品庫	0	1	0
プレハブ冷蔵庫	0	1	1	デジタルカメラ	3	2	3

#### ○ 病理学検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡	0	2	0	クリオスタット	0	1	0
ディスカッション顕微鏡	0	1	1	マイクローム	0	2	2
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	マイクロームホルダー	0	2	0
自動包埋装置	0	2	0	病理切片自動染色装置	0	1	0
パラフィン伸展器	0	3	2	フリーザー	0	1	1
ラミナーテーブル	0	1	0	無影灯	0	1	0
組織固定用振盪器	0	1	2	解剖台	0	1	1
凍結ブロック作成装置	0	1	0				

#### ○ TSE検査(東総食肉衛生検査所)

品名	数量	品名	数量
安全キャビネット	2	電子天秤	1
全自動マイクロプレートEIA分析装置	2	データ処理用パソコン	1
細胞破砕機	4	アルミブロック恒温槽	4
微量高速冷却遠心機	1	マイクロプレートリーダー	1
超低温フリーザー	1	マイクロプレートウォッシャー	1
フリーザー	1	ドライアイス発生装置	1
クールインキュベーター	1	冷凍・冷蔵庫	1

#### ○ HACCP検査関係(東総食肉衛生検査所)

品名	数量	品名	数量
安全キャビネット	2	データ処理用パソコン	1
微量高速冷却遠心機	1	アルミブロック恒温槽	1
冷蔵庫	2	オートクレーブ	1
超音波洗浄機	1	プログラムインキュベーター	3
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	2	器具乾燥器	1
電子天秤	1	卓上クリーンベンチ	1
電動ピペットコントローラー	1	ストマッカー	1

### (2) 庁用機器

自動車	3	3	3	発電機	0	1	0
-----	---	---	---	-----	---	---	---

## 第2章 と畜検査事業

### 1 全県統計

表1 管内別検査頭数

管内	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
中央食肉衛生検査所	200,635						200,635		
東総食肉衛生検査所	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24
南総食肉衛生検査所	42,572	4,116	1,209	2,907	425	1	37,967	24	39
計	900,861	23,466	13,946	9,520	924	1	876,378	29	63

表2 月別検査頭数

月	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
令和4年 4月	76,013	2,123	1,372	751	103		73,780	6	1
5月	72,136	1,906	1,135	771	51		70,172	3	4
6月	68,671	1,539	894	645	92		67,037	2	1
7月	64,346	1,909	1,169	740	66		62,357	2	12
8月	72,782	2,084	1,114	970	74		70,621	1	2
9月	76,181	1,767	995	772	81		74,316		17
10月	76,795	2,125	1,135	990	70		74,586	9	5
11月	83,095	2,401	1,489	912	64		80,622	1	7
12月	79,760	2,209	1,445	764	74		77,470		7
令和5年 1月	77,967	1,858	1,103	755	80		76,028		1
2月	72,597	1,669	953	716	49		70,874	5	
3月	80,518	1,876	1,142	734	120	1	78,515		6
計	900,861	23,466	13,946	9,520	924	1	876,378	29	63

表3 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの	1						1		
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,204	968	120	848	10		226		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	4	3	1	2			1		
計	1,209	971	121	850	10		228		

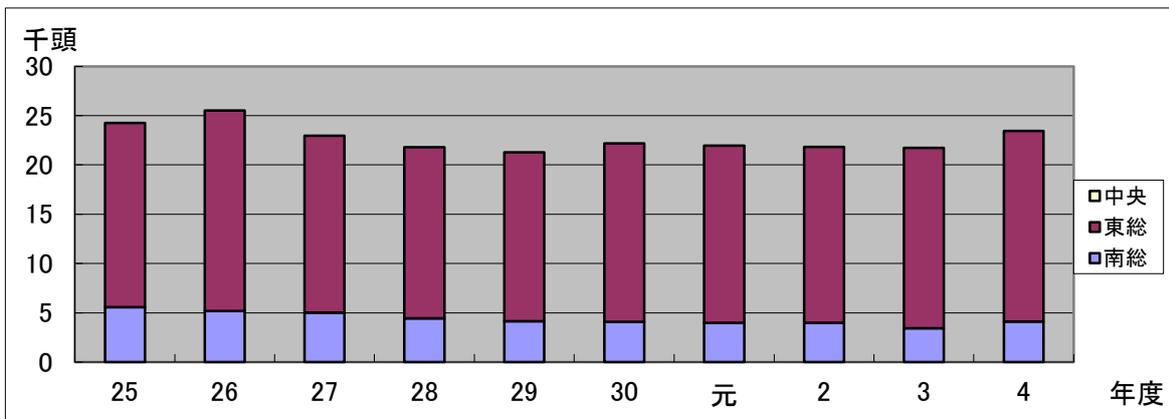
表4 月別・病因別疾病検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの		1										1		
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		1,204	70	100	87	93	144	111	99	117	111	103	81	88
(3)汚染源となる症状を呈しているもの														
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他		4	2		2									
計		1,209	72	100	89	93	144	111	99	117	111	104	81	88

表5 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 25年度	924,482	24,261	13,522	10,739	560	2	899,646	0	13
26年度	865,632	25,508	14,650	10,858	529	3	839,582	0	10
27年度	889,765	22,950	11,924	11,026	439	4	866,350	4	18
28年度	889,100	21,784	12,101	9,683	525	2	866,781	7	1
29年度	896,958	21,295	11,974	9,321	652	0	874,987	0	24
30年度	901,529	22,174	12,980	9,194	631	3	878,691	0	30
令和 元年度	887,935	21,965	12,779	9,186	628	0	865,292	16	34
2年度	923,078	21,835	12,907	8,928	707	1	900,439	53	43
3年度	908,598	21,720	13,185	8,535	672	2	886,135	29	40
4年度	900,861	23,466	13,946	9,520	924	1	876,378	29	63

年度別と畜検査頭数(牛)



年度別と畜検査頭数(豚)

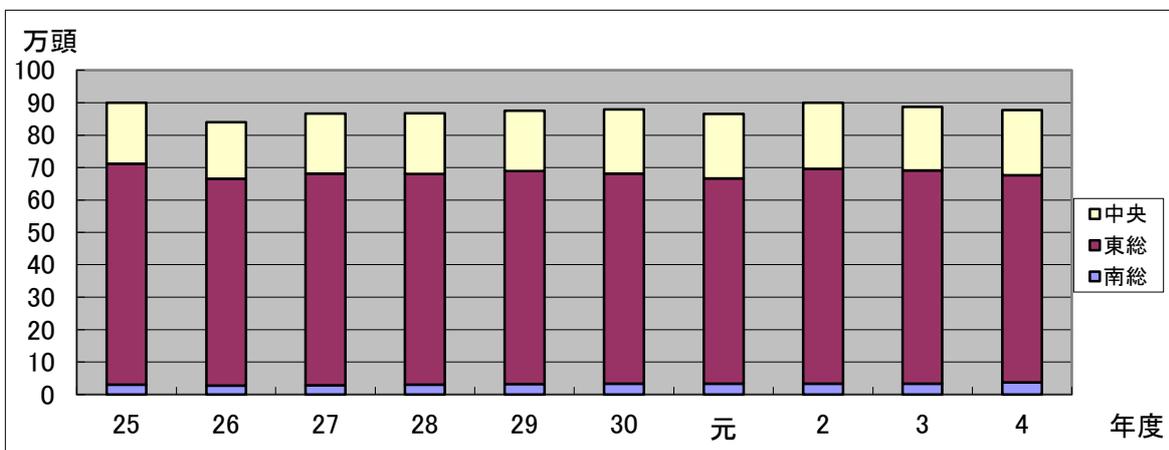




表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

		計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	217,145	490	145		216,510		
	肺虫症							
	血液吸入肺炎	172,991	2			172,989		
	肺膿瘍	23,195	50	23		23,122		
	胸膜肺炎	30,191	8			30,183		
	横隔膜炎	18,538	231	23		18,284		
その他	横隔膜膿瘍	481	416	12		53		
	その他	15	15					
小計		462,556	1,212	203		461,141		
循環器	心外膜炎	52,356	610	29		51,717		
	心筋炎	34	34					
	心筋変性	101	89	8		4		
	リポフスチン沈着	114	114					
	その他	7	6			1		
小計		52,612	853	37		51,722		
消化器	肝炎	84,512	3,600	234		80,677		1
	寄生虫性肝炎	33,096				33,096		
	肝硬変	1,384	16			1,368		
	肝膿瘍	1,103	979	56		68		
	肝包膜炎	4,921	36	1		4,884		
	脂肪肝変性	429	16			413		
	退色肝	672	4			668		
	肝富脈斑	1,078	1,077	1				
	鋸屑肝	895	893	2				
	産褥肝	1	1					
	肝蛭症	3	3					
	胆管炎	68	68					
	肝変性							
	ニクズク肝	2	1	1				
	リポフスチン沈着肝	570	562	2	1	3	2	
	胃炎	1,038	34	1		1,003		
	胃腸炎	20,506	266	18		20,222		
	大腸炎	10,448	84	1		10,363		
	小腸炎	18,123	428	9		17,686		
	腸炎	9,480	608	13		8,859		
腸気泡症	442				442			
腹膜炎	18,770	138	12		18,620			
その他	161	52	7		102			
小計		174,697	8,866	358	1	198,474	2	1
泌尿・生殖器	腎炎	4,724	1,409	177		3,134	1	3
	のう胞腎	6,272	87			6,588		
	膀胱炎	51	15			36		
	乳房炎	14	12			2		
	子宮炎	348	141			207		
	子宮蓄膿症	65	65					
	その他	56	256	1		61		
小計		12,195	1,985	178		10,028	1	3
運動器	出血性筋炎	3,452	848	12		2,592		
	化膿性筋炎	2,644	106	13		2,525		
	筋炎	2	1			1		
	筋肉変性	1,138	910	21		207		
	筋肉水腫	560	354	1		205		
	関節炎	1,130	26	3		1,101		
その他	7	7						
小計		7,670	2,252	50		6,631		
その他	放線菌症	11	11					
	脂肪壊死	327	324			3		
	非定型抗酸菌症(腸)	5,959				5,959		
	非定型抗酸菌症(顎)	2,508				2,508		
	腫瘍	5	4	1				
その他	23	8			15			
小計		8,833	347	1		8,485		
計		718,563	15,515	827	1	736,481	3	4

## 2 検査所別統計

### (1)中央食肉衛生検査所

表8 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和4年	4月	17,259					17,259			
	5月	16,527					16,527			
	6月	16,368					16,368			
	7月	15,922					15,922			
	8月	16,940					16,940			
	9月	17,119					17,119			
	10月	16,879					16,879			
	11月	17,197					17,197			
	12月	16,856					16,856			
令和5年	1月	16,758					16,758			
	2月	15,816					15,816			
	3月	16,994					16,994			
	計	200,635					200,635			

表9 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
印旛食肉センター		200,635					200,635			
計		200,635					200,635			

表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
印旛食肉センター	200,635	242	1,713	830	118
計	200,635	242	1,713	830	118

表11 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊
			牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの										
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		9					9			
(3)汚染源となる症状を呈しているもの										
(4)異常熱のあるもの										
(5)その他										
計		9					9			

表12 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの														
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		9	1		1					4		1		2
(3)汚染源となる症状を呈しているもの														
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		9	1		1					4		1		2

表13 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊
			牛計	肉用	乳用					
平成 25年度		187,601					187,601			
26年度		174,337					174,337			
27年度		185,542					185,542			
28年度		186,836					186,836			
29年度		186,502					186,502			
30年度		197,538					197,538			
令和 元年度		198,864					198,864			
2年度		205,129					205,129			
3年度		195,621					195,621			
4年度		200,635					200,635			

表14 と畜検査結果

獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処分内容	処分実頭数 (B)	疾病別処分頭数																			
				細菌病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病						計				
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	マトキツプラズ	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫	腫瘍	に炎症による汚染物は		萎縮は	性又は	その他	
牛		禁止 全部廃棄 一部廃棄																					
とく		禁止 全部廃棄 一部廃棄																					
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																					
豚	200,635	禁止 全部廃棄 一部廃棄	233	5								65	151	3	3	159	6	207,149	203			233	
めん羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄	188,260																				
山羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄																					
計	200,635	禁止 全部廃棄 一部廃棄	233	5								65	151	3	3	159	6	207,149	203			233	
			188,260																				209,177

表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

		計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	49,654				49,654		
	肺虫症							
	血液吸入肺炎	8,880				8,880		
	肺膿瘍	13,369				13,369		
	胸膜肺炎	17,877				17,877		
	横隔膜炎	5,984				5,984		
器	横隔膜膿瘍	25				25		
	その他							
小計		95,789				95,789		
循環器	心外膜炎	14,359				14,359		
	心筋炎							
	心筋変性	1				1		
	リポフスチン沈着							
	その他							
小計		14,360				14,360		
消化器	肝炎	40,033				40,033		
	寄生虫性肝炎	4,854				4,854		
	肝硬変	61				61		
	肝膿瘍	43				43		
	肝包膜炎	2,866				2,866		
	肝脂肪変性	18				18		
	退色肝	41				41		
	肝富脈斑							
	鋸屑肝							
	産褥肝							
	肝蛭症							
	胆管炎							
	肝変性							
	ニクズク肝							
	リポフスチン沈着肝							
	胃炎	698				698		
	胃腸炎	5,906				5,906		
	大腸炎	3,250				3,250		
	小腸炎	6,606				6,606		
	腸炎	7,891				7,891		
腸気泡症	186				186			
腹膜炎	3,414				3,414			
その他								
小計		42,862				75,867		
泌尿・生殖器	腎炎	812				812		
	のう胞腎	950				1,353		
	膀胱炎	4				4		
	乳房炎	1				1		
	子宮炎	7				7		
	子宮蓄膿症							
その他								
小計		2,177				2,177		
運動器	出血性筋炎	1,638				1,638		
	化膿性筋炎	883				883		
	筋肉変性	54				54		
	筋肉水腫	131				131		
	関節炎	206				206		
	その他							
小計		1,649				2,912		
その他	放線菌症							
	脂肪壊死	2				2		
	非定型抗酸菌症(腸)	1,794				1,794		
	非定型抗酸菌症(顎)	181				181		
	腫瘍							
その他	13				13			
小計		1,990				1,990		
計		193,095				193,095		

(2)東総食肉衛生検査所

表16 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和4年	4月	54,662	1,704	1,240	464	70		52,884	3	1
	5月	52,124	1,567	1,038	529	23		50,534		
	6月	49,220	1,294	803	491	43		47,883		
	7月	45,384	1,564	1,049	515	39		43,776	1	4
	8月	52,494	1,698	1,012	686	35		50,761		
	9月	55,626	1,443	889	554	31		54,152		
	10月	56,374	1,665	1,039	626	41		54,663		5
	11月	61,992	2,009	1,384	625	35		59,942	1	5
	12月	59,479	1,918	1,359	559	57		57,499		5
令和5年	1月	57,340	1,517	1,018	499	35		55,788		
	2月	53,307	1,389	862	527	20		51,898		
	3月	59,652	1,582	1,044	538	70		57,996		4
	計	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24

表17 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
千葉県食肉公社		444,349	15,087	9,981	5,106	456		428,806		
東陽食肉センター		100,603	4,263	2,756	1,507	43		96,268	5	24
東庄町食肉センター		112,702						112,702		
	計	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24

表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
千葉県食肉公社	474,523	253	3,155	1,876	151
東陽食肉センター	109,129	248	2,006	441	55
東庄町食肉センター	112,702	252	1,028	448	110
計	696,354	753	6,189	925	113

表19 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの	1						1		
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	836	622	102	520	3		211		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	4	3	1	2			1		
計	841	625	103	522	3		213		

表20 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの	1										1		
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	836	46	73	56	50	97	67	69	87	81	80	59	71
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	4	2		2									
計	841	48	73	58	50	97	67	69	87	81	81	59	71

表21 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 25年度	700,259	18,683	12,845	5,838	505	2	681,056		13
26年度	657,529	20,316	13,904	6,412	488	3	636,713		9
27年度	670,213	17,939	11,267	6,672	390	2	651,869	4	9
28年度	666,672	17,331	11,253	6,078	456	2	648,875	7	1
29年度	672,517	17,120	10,973	6,147	392		654,988		17
30年度	665,606	18,088	11,937	6,151	355	3	647,131		29
令和 元年度	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34
2年度	679,114	17,840	11,693	6,147	379	1	660,853	6	35
3年度	675,102	18,299	12,081	6,218	390	2	656,357	19	35
4年度	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24

表22 と畜検査結果

獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処分内容	処分実頭数 (B)	疾病別処分頭数													計							
				細菌病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病											
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	マトキソプラズマ	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	腫に炎症による汚染物は	萎縮は	性又は	その他		
牛	19,350	禁止 全部廃棄 一部廃棄	264 8,835						9	79	3	8	53	112										264 9,816
とく	499	禁止 全部廃棄 一部廃棄	7 354						1	4				2										7 393
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																						
豚	637,776	禁止 全部廃棄 一部廃棄	763 455,988	8	2				233	483	2	18		17										763 506,651
めん羊	5	禁止 全部廃棄 一部廃棄																						
山羊	24	禁止 全部廃棄 一部廃棄																						
計	657,654	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1,034 465,177	8	2	7			243	566	5	26	53	131	5									1,034 516,860

表23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	157,793	475	132		157,186			
	肺虫症								
	血液吸入肺炎	154,789	2			154,787			
	肺膿瘍	9,784	48	23		9,713			
	胸膜肺炎	11,125	6			11,119			
	横隔膜炎	10,865	160	7		10,698			
	横隔膜膿瘍	427	397	6		24			
その他	15	15							
小計	344,798	1,103	168		343,527				
循環器	心外膜炎	35,601	378	13		35,210			
	心筋炎	34	34						
	心筋変性	5	4			1			
	リポフスチン沈着	40	40						
	その他	7	6			1			
小計	35,687	462	13		35,212				
消化器	肝炎	38,391	1,870	51		36,470			
	寄生虫性肝炎	24,914				24,914			
	肝硬変	1,315	13			1,302			
	肝膿瘍	943	881	38		24			
	肝包膜炎	1,739	36	1		1,702			
	脂肪肝変性	401	8			393			
	退色肝	288	4			284			
	肝富脈斑	711	710	1					
	鋸屑肝	866	864	2					
	産褥肝	1	1						
	肝蛭症								
	胆管炎	44	44						
	肝変性								
	ニクズク肝								
	リポフスチン沈着肝	42	39			3			
	胃炎	284	17			267			
	胃腸炎	14,133	170	13		13,950			
	大腸炎	4,861	55			4,806			
	小腸炎	11,189	418	9		10,762			
	腸炎	1,079	274	12		793			
腸気泡症	255				255				
腹膜炎	14,711	30	5		14,676				
その他	121	17	2		102				
小計	116,288	5,451	134		110,703				
泌尿・生殖器	腎炎	3,205	882	56		2,267			
	のう胞腎	5,074	56			5,018			
	膀胱炎	47	15			32			
	乳房炎	10	9			1			
	子宮炎	337	137			200			
	子宮蓄膿症	65	65						
	その他	23	224	1		60			
小計	9,023	1,388	57		7,578				
運動器	出血性筋炎	1,327	636	6		685			
	化膿性筋炎	1,555	73	8		1,474			
	筋炎	2	1			1			
	筋肉変性	166	71	2		93			
	筋肉水腫	365	295	1		69			
	関節炎	923	26	3		894			
	その他	3	3						
小計	4,341	1,105	20		3,216				
その他	放線菌症	7	7						
	脂肪壊死	289	288			1			
	非定型抗酸菌症(腸)	4,126				4,126			
	非定型抗酸菌症(顎)	2,277				2,277			
	腫瘍	5	4	1					
その他	10	8			2				
小計	6,714	307	1		6,406				
計	516,851	9,816	393		506,642				

(3)南総食肉衛生検査所

表24 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和4年	4月	4,092	419	132	287	33		3,637	3	
	5月	3,485	339	97	242	28		3,111	3	4
	6月	3,083	245	91	154	49		2,786	2	1
	7月	3,040	345	120	225	27		2,659	1	8
	8月	3,348	386	102	284	39		2,920	1	2
	9月	3,436	324	106	218	50		3,045		17
	10月	3,542	460	96	364	29		3,044	9	
	11月	3,906	392	105	287	29		3,483		2
	12月	3,425	291	86	205	17		3,115		2
令和5年	1月	3,869	341	85	256	45		3,482		1
	2月	3,474	280	91	189	29		3,160	5	
	3月	3,872	294	98	196	50	1	3,525		2
	計	42,572	4,116	1,209	2,907	425	1	37,967	24	39

表25 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
南総食肉センター		42,572	4,116	1,209	2,907	425	1	37,967	24	39
計		42,572	4,116	1,209	2,907	425	1	37,967	24	39

表26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
南総食肉センター	50,806	250	1,699	204	30
計	50,806	250	1,699	204	30

表27 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	359	346	18	328	7		6		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他									
計	359	346	18	328	7		6		

表28 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの														
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		359	23	27	30	43	47	44	30	26	30	22	22	15
(3)汚染源となる症状を呈しているもの														
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		359	23	27	30	43	47	44	30	26	30	22	22	15

表29 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 25年度	36,622	5,578	677	4,901	55		30,989		
26年度	33,765	5,192	746	4,446	41		28,532		
27年度	34,010	5,011	657	4,354	49	2	28,939		9
28年度	35,592	4,453	848	3,605	69		31,070		
29年度	37,939	4,175	1,001	3,174	260		33,497		7
30年度	38,385	4,086	1,043	3,043	276		34,022		1
令和 元年度	38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	
2年度	38,835	3,995	1,214	2,781	328		34,457	47	8
3年度	37,875	3,421	1,104	2,317	282		34,157	10	5
4年度	42,572	4,116	1,209	2,907	425	1	37,967	24	39



表31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	9,698	15	13		9,670			
	肺虫症								
	血液吸入肺炎	9,322				9,322			
	肺膿瘍	42	2			40			
	胸膜肺炎	1,189	2			1,187			
	横隔膜炎	1,689	71	16		1,602			
	横隔膜膿瘍	29	19	6		4			
その他									
小計		21,969	109	35		21,825			
循環器	心外膜炎	2,396	232	16		2,148			
	心筋炎								
	心筋変性	95	85	8		2			
	リポフスチン沈着	74	74						
	その他								
小計		2,565	391	24		2,150			
消化器	肝炎	6,088	1,730	183		4,174			1
	寄生虫性肝炎	3,328				3,328			
	肝硬変	8	3			5			
	肝膿瘍	117	98	18		1			
	肝包膜炎	316				316			
	脂肪肝変性	10	8			2			
	退色肝	343				343			
	肝富脈斑	367	367						
	鋸屑肝	29	29						
	産褥肝								
	肝蛭症	3	3						
	胆管炎	24	24						
	肝変性								
	ニクズク肝	2	1	1					
	リポフスチン沈着肝	528	523	2	1		2		
	胃炎	56	17	1		38			
	胃腸炎	467	96	5		366			
	大腸炎	2,337	29	1		2,307			
	小腸炎	328	10			318			
	腸炎	510	334	1		175			
腸気泡症	1				1				
腹膜炎	645	108	7		530				
その他	40	35	5						
小計		15,547	3,415	224	1	11,904	2	1	
泌尿・生殖器	腎炎	707	527	121		55	1	3	
	のう胞腎	248	31			217			
	膀胱炎								
	乳房炎	3	3						
	子宮炎	4	4						
	子宮蓄膿症								
その他	33	32			1				
小計		995	597	121		273	1	3	
運動器	出血性筋炎	487	212	6		269			
	化膿性筋炎	206	33	5		168			
	筋肉変性	918	839	19		60			
	筋肉水腫	64	59			5			
	関節炎	1				1			
	その他	4	4						
小計		1,680	1,147	30		503			
その他	放線菌症	4	4						
	脂肪壊死	36	36						
	非定型抗酸菌症(腸)	39				39			
	非定型抗酸菌症(顎)	50				50			
	腫瘍								
その他									
小計		129	40			89			
計		42,885	5,699	434	1	36,744	3	4	

### 第3章 食鳥検査事業

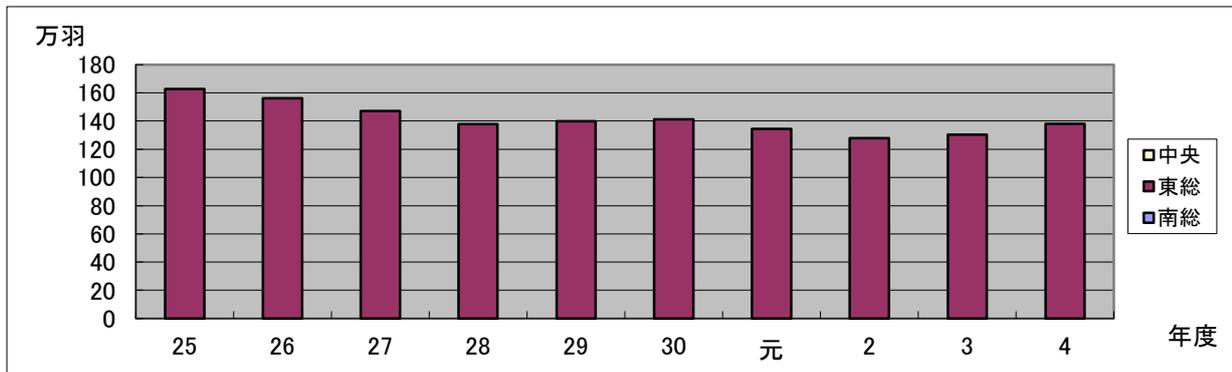
表32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数

区分 許可・届出	年間処理羽数が 30万羽を超える施設数	年間処理羽数が 30万羽以下の施設数	届出食肉販売業 届出件数
中央食肉衛生検査所	0	4	0
東総食肉衛生検査所	1	4	0
南総食肉衛生検査所	0	3	0
計	1	11	0

表33 食鳥検査羽数の年度別推移

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
中央	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総	ブロイラー	1,626,767	1,562,039	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南総	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	833,809	311,781	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	ブロイラー	1,626,767	1,562,039	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646
	成 鶏	833,809	311,781	0	0	0	0	0	0	0	0

食鳥検査羽数の年度別推移(ブロイラー)



食鳥検査羽数の年度別推移(成鶏)

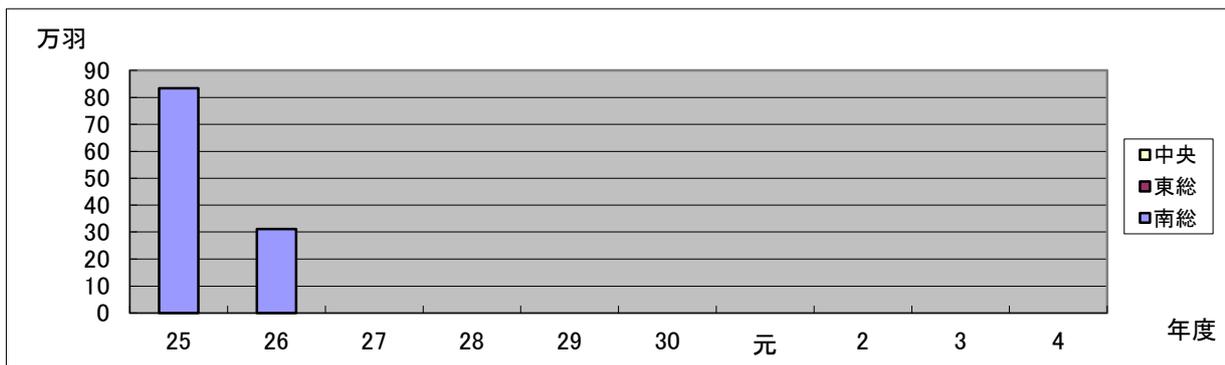


表34 月別検査羽数

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東総	ブロイラー	1,379,646	117,296	117,834	110,098	117,937	113,001	107,038	112,515	110,771	137,633	112,032	105,650	117,841
	成 鶏													
合計	ブロイラー	1,379,646	117,296	117,834	110,098	117,937	113,001	107,038	112,515	110,771	137,633	112,032	105,650	117,841
	成 鶏													
総 数		1,379,646	117,296	117,834	110,098	117,937	113,001	107,038	112,515	110,771	137,633	112,032	105,650	117,841

表35 食鳥種別措置数及び廃棄数

	検査羽数	禁 止		全 部 廃 棄		一 部 廃 棄	
		禁止数	禁止率(%)	廃棄数	廃棄率(%)	廃棄数	廃棄率(%)
ブロイラー	1,379,646	32,132	2.33	10,735	0.78	51,618	3.74
成 鶏							
合 計	1,379,646	32,132	2.33	10,735	0.78	51,618	3.74

表36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数(令和4年4月1日現在)

	計	獣医師	大学・旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者
			獣医学	畜産学		
食鳥処理場(30万羽超)	11			1		10
認定小規模食鳥処理場	28					28
合 計	39			1		38

表37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マレック病				
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症				
	変性	7,491		7,491	
	腹水症	9,908		9,908	
	出血	5		5	
	腫瘍				
	外傷	572		572	
	削瘦・発育不良	12,156		12,156	
	放血不良	1,655		1,655	
	湯漬過度	345		345	
	その他				
計	32,132		32,132		
全 部 廃 棄	マレック病	12		12	
	白血病				
	大腸菌症	1,468		1,468	
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症	4,817		4,817	
	変性	43		43	
	水腫				
	腹水症	4,250		4,250	
	出血				
	腫瘍	2		2	
	外傷	13		13	
	削瘦・発育不良	122		122	
放血不良	7		7		
湯漬過度	1		1		
その他					
計	10,735		10,735		
一 部 廃 棄	原虫病				
	変性	2,011		2,011	
	出血	38,403		38,403	
	炎症	6,830		6,830	
	腫瘍				
	臓器の異常な形等	112		112	
	外傷	1,908		1,908	
	その他	2,354		2,354	
計	51,618		51,618		

表38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マレック病				
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症				
	変性				
	腹水症				
	出血				
	腫瘍				
	黄疽				
	外傷				
	削瘦・発育不良				
	放血不良				
	湯漬過度				
その他					
計					
全 部 廃 棄	マレック病				
	白血病				
	大腸菌症				
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症				
	変性				
	水腫				
	腹水症				
	出血				
	腫瘍				
	黄疽				
	外傷				
削瘦・発育不良					
放血不良					
湯漬過度					
その他					
計					
一 部 廃 棄	原虫病				
	変性				
	出血				
	炎症				
	腫瘍				
	臓器の異常な形等				
外傷					
その他					
計					

表39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数

所管	食鳥処理施設名	食鳥処理業者名	計 (単位:羽)	成鶏 (単位:羽)	ブロイラー (単位:羽)	年間開催日数	1日検査羽数 (単位:羽)	延検査員派遣人員	検査員1人1日当たりの検査羽数
東総	丸トポートリー食品株式会社 関東支店	丸トポートリー食品株式会社 代表取締役 平田 享司	1,379,646		1,379,646	250	5,519	500	2,760

表40 認定小規模食鳥処理場の確認状況

確認状況及び措置等		合計	中央	東総	南総
食鳥処理場数		11	4	4	3
確認羽数	ブロイラー	61,672	2,577	52,956	6,139
	成鶏	236,286		236,286	
	その他				
異常の有無の確認・措置	生体の状況	と殺禁止			
	体表の状況	全部廃棄	1,187		1,187
		一部廃棄	3		3
	体壁内側面の状況	全部廃棄	667		667
		一部廃棄	11		11
	内臓の状況	全部廃棄			
		一部廃棄	3		3
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	1,854		1,854
一部廃棄		17		17	
消毒等の措置	食鳥の隔離				
	施設等の消毒	278		278	

表41 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
県合計	273,520	309,630	338,711	326,694	393,535	359,657	362,193	295,407	265,857	297,958	
中央	ブロイラー	4,253	4,000	3,737	3,706	3,394	2,382	1,813	2,382	2,521	2,577
	成鶏										
	その他	245	329	350	303	331	360	364		90	
東総	ブロイラー	44,986	45,759	46,435	44,654	44,784	41,846	42,530	38,202	45,767	52,956
	成鶏	209,605	245,504	274,339	265,161	332,403	304,798	309,619	247,662	211,407	236,286
	その他	4,014	3,392	3,053	3,543	4,157	2,149	383			
南総	ブロイラー	9,061	9,565	9,787	8,765	7,520	7,372	6,744	6,321	6,072	6,139
	成鶏	1,356	1,081	1,010	562	946	750	740	840		
	その他										
合計	ブロイラー	58,300	59,324	59,959	57,125	55,698	51,600	51,087	46,905	54,360	61,672
	成鶏	210,961	246,585	275,349	265,723	333,349	305,548	310,359	248,502	211,407	236,286
	その他	4,259	3,721	3,403	3,846	4,488	2,509	747		90	

表42 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況

	合計	中央	東総	南総
処理施設数	11	4	4	3
延巡回指導件数(件)	26	10	11	5
延監視員数(人)	64	27	27	10

## 第4章 精密検査

### 1 と畜・食鳥等関係精密検査

令和4年度のと畜検査及び食鳥検査において、牛198件、豚90件、その他(めん羊)0件及びブロイラー3件の合計291件の精密検査を実施し、主な疾病は牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、黄疸等であった。また、伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査頭数は牛0件、めん羊及び山羊0件であった。

#### (1) 全県統計 ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛	1	8	17				
	豚 その他	13	111	230				
腫瘍※	牛	179	557		590			2
	豚 その他	4	12		36			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	6	34	162				
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	39	82	308				11
非定型抗酸菌症	豚	7	119	146	38			
黄疸※	牛	7	7				7	
	豚 その他	10	10				10	
尿毒症※	牛	8	8				8	
	豚 その他	11	11				11	
その他	牛	3	4	36	17			
	豚 その他							
合計	牛	198	584	53	607		15	2
	豚 その他	90	379	846	74		21	11

※各検査所管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

#### イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	3	21	4	39			
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他	3	21	4	39			

(2) 検査所別  
中央食肉衛生検査所  
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	2	18	38				
腫瘍※	牛 豚 その他	1	1		10			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	10	18	78				1
非定型抗酸菌症	豚	3	51	56	16			
黄疸※	牛 豚 その他	2	2				2	
尿毒症※	牛 豚 その他	3	3				3	
その他	牛 豚 その他							
合計	牛 豚 その他	21	93	172	26		5	1

※管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

東総食肉衛生検査所  
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛	1	8	17				
	豚 その他	11	93	192				
腫瘍※	牛	121	319		327			2
	豚 その他	3	11		26			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	6	34	162				
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	29	64	230				10
非定型抗酸菌症	豚	4	68	90	22			
黄疸※	牛	3	3				3	
	豚 その他	8	8				8	
尿毒症※	牛	8	8				8	
	豚 その他	8	8				8	
その他	牛 豚 その他	3	4	36	17			
合計	牛	136	342	53	344		11	2
	豚 その他	69	286	674	48		16	10

※管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	3	21	4	39			
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他	3	21	4	39			

南総食肉衛生検査所  
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他							
腫瘍※	牛 豚 その他	58	238		263			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚							
非定型抗酸菌症	豚							
黄疸※	牛 豚 その他	4	4				4	
尿毒症※	牛 豚 その他							
その他	牛 豚 その他							
合計	牛 豚 その他	62	242		263		4	

※管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

2 食品化学検査関係

(1) 収去検査

ア 抗生物質検査(簡易検査法)<検査所別>

収去機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛							0	0
豚	15	45	31	91	9	27	55	163
鶏							0	0
陽性数							0	0

イ 抗生物質検査(簡易検査法)<検体部位別>

検体畜種	牛				豚				鶏			
	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他
検体数					55	54	54					

ウ 個別検査結果

検体採取機関	頭数	検体数	検出検体
中央食肉衛生検査所	2	4	腎臓、肝臓

(2) モニタリング検査

ア 採取畜種

検体採取機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛			8	24	2	6	10	30
豚	18	54	30	90	6	18	54	162
鶏			6	18			6	18
合計	18	54	44	132	8	24	70	210

イ 検査項目

※基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

畜種 部位	牛			豚			鶏			陽性数 <sup>※</sup>		
	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝
抗生物質簡易検査法 分別推定法 テトラサイクリン類 ドキシサイクリン	10	10	10	54	54	54	6	6	6			
LCMSMS一斉分析 イベルメクチン エプリノメクチン ドラメクチン モキシデクチン	350			1998			216					
合計	360	10	10	2160	54	54	222	6	6	0	0	0

(3) 病畜等の動物用医薬品残留スクリーニング検査(直接ディスク法)

	検査頭数		検体数		検査 項目数	検出数	
	牛	豚	筋	腎		牛	豚
中央食肉衛生検査所		12	12	12	24		2
東総食肉衛生検査所	110	91	201	201	402	1	4
南総食肉衛生検査所							
合計	110	103	213	213	426		7

※平成29年6月より各食肉衛生検査所にて実施

(4) 保留・確認検査

※基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

	検査頭羽数			検体数				検査 項目数	検出数	陽性数 <sup>※</sup>
	牛	豚	他	筋	腎	肝	他			
中央食肉衛生検査所										
東総食肉衛生検査所	1	3			4			56	7	7
南総食肉衛生検査所										
合計	1	3	0	0	4	0	0	56	7	7

## 第5章 衛生指導関係

食肉の安全・安心を確保するため、「令和4年度千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導等を実施した。

### 1 食品衛生監視

と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理業等の食品関連施設について監視指導を実施した。令和4年度は、77施設の監視を行い、監視件数は166件であった。

検査所名	施設数	監視件数
中央食肉衛生検査所	19	48
東総食肉衛生検査所	39	88
南総食肉衛生検査所	19	30
計	77	166

※平成28年度から、野生鳥獣肉処理施設の監視及び指導が食肉衛生検査所に事務委任された。千葉県内の野生鳥獣肉処理施設は13施設であった。

### 2 衛生講習会

全ての関係者が相互に理解し、共通した認識をもって業務にあたることができるように、食肉処理業従事者等を対象に、食肉の衛生的な取り扱い方法などについての講習を行っている。

令和4年度は、講習会を14回開催し、受講者は139人であった。

東総食肉衛生検査所で行った衛生講習会の内1回、受講者数30人分を书面での開催とした。

検査所名	開催数	受講者数
中央食肉衛生検査所	1	26
東総食肉衛生検査所	12	92
南総食肉衛生検査所	1	21
計	14	139

### 3 衛生状況調査

施設、器具及び枝肉等について細菌検査を実施した。

令和4年度は、と畜場、食鳥処理場及び野生鳥獣肉処理施設14施設にて採取した228検体について検査を実施した。

検査結果は、衛生講習会や衛生指導時にフィードバックを行った。

(1)全県統計  
ア と畜場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛 豚 施設等	14	114	948
腸内細菌科菌群数	牛 豚 施設等	14	114	720
腸管出血性 大腸菌	牛 豚 施設等			
サルモネラ	牛 豚 施設等			
黄色ブドウ球菌	牛 豚 施設等			
その他	牛 豚 施設等			
合 計	牛 豚 施設等	28	228	1,668

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	ブロイラー 成鶏 施設等			
腸内細菌科菌群数	ブロイラー 成鶏 施設等			
サルモネラ	ブロイラー 成鶏 施設等			
カンピロバクター	ブロイラー 成鶏 施設等			
その他	ブロイラー 成鶏 施設等			
合 計	ブロイラー 成鶏 施設等			

ウ 野生鳥獣肉処理施設関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
腸内細菌科菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ	野生鳥獣 施設等			
黄色ブドウ球菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合 計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

検体採取機関	検査件数	検査頭数	検体数	検査実数
中央食肉衛生検査所				
東総食肉衛生検査所				
南総食肉衛生検査所				
合 計				

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛 豚 施設等			
腸内細菌科菌群数	牛 豚 施設等			
腸管出血性大腸菌	牛 豚 施設等			
サルモネラ	牛 豚 施設等			
黄色ブドウ球菌	牛 豚 施設等			
その他	牛 豚 施設等			
合計	牛 豚 施設等			

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	ブロイラー 成鶏 施設等			
腸内細菌科菌群数	ブロイラー 成鶏 施設等			
サルモネラ	ブロイラー 成鶏 施設等			
カンピロバクター	ブロイラー 成鶏 施設等			
その他	ブロイラー 成鶏 施設等			
合計	ブロイラー 成鶏 施設等			

ウ 野生鳥獣肉処理施設関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
腸内細菌科菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ	野生鳥獣 施設等			
黄色ブドウ球菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査件数	検査頭数	検体数	検査実数
GFAP				

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛 豚 施設等	13	112	932
腸内細菌科菌群数	牛 豚 施設等	13	112	708
腸管出血性 大腸菌	牛 豚 施設等			
サルモネラ	牛 豚 施設等			
黄色ブドウ球菌	牛 豚 施設等			
その他	牛 豚 施設等			
合 計	牛 豚 施設等	26	224	1,640

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	ブロイラー 成鶏 施設等			
腸内細菌科菌群数	ブロイラー 成鶏 施設等			
サルモネラ	ブロイラー 成鶏 施設等			
カンピロバクター	ブロイラー 成鶏 施設等			
その他	ブロイラー 成鶏 施設等			
合 計	ブロイラー 成鶏 施設等			

ウ 野生鳥獣肉処理施設関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
腸内細菌科菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ	野生鳥獣 施設等			
黄色ブドウ球菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合 計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査件数	検査頭数	検体数	検査実数
GFAP				

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛 豚 施設等	1	2	16
腸内細菌科菌群数	牛 豚 施設等	1	2	12
腸管出血性 大腸菌	牛 豚 施設等			
サルモネラ	牛 豚 施設等			
黄色ブドウ球菌	牛 豚 施設等			
その他	牛 豚 施設等			
合 計	牛 豚 施設等	2	4	28

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	ブロイラー 成鶏 施設等			
腸内細菌科菌群数	ブロイラー 成鶏 施設等			
サルモネラ	ブロイラー 成鶏 施設等			
カンピロバクター	ブロイラー 成鶏 施設等			
その他	ブロイラー 成鶏 施設等			
合 計	ブロイラー 成鶏 施設等			

ウ 野生鳥獣肉処理施設関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
腸内細菌科菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ	野生鳥獣 施設等			
黄色ブドウ球菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合 計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査件数	検査頭数	検体数	検査実数
GFAP				

## 4 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証

と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づく検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく検査又は試験により、衛生管理計画及び手順書の効果を検証した。

### (1)検査

衛生管理計画及び手順書が科学的に妥当であることについての確認を実施した。また、施設の衛生管理が、衛生管理計画及び手順書に基づき適切に行われていることについて、現場及び記録検査を実施した。令和4年度は、と畜場及び大規模食鳥処理施設の計6施設にて77回実施した。

#### ア と畜場

検査 検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
中央食肉衛生検査所	1	239	1
東総食肉衛生検査所	5	43	18
南総食肉衛生検査所	3	8	8

#### イ 大規模食鳥処理場

検査 検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
東総食肉衛生検査所	1	7	3

### (2)微生物試験

衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するため、衛生指標菌を対象として、切除法を用いた微生物試験を実施した。

令和4年度は、と畜場及び大規模食鳥処理場計6施設にて採取した1,056検体について、試験を実施した。

#### ア 全県

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	35	173	1,384
	豚	59	295	2,360
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	35	173	1,038
	豚	59	295	1,770
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚			
	鶏			
合計	牛	70	346	2,422
	豚	118	590	4,130
	鶏	24	120	840

イ 検査所別  
中央食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	12	60	480
	豚鶏			
腸内細菌科菌群数	牛	12	60	360
	豚鶏			
その他	牛			
	豚鶏			
合 計	牛 豚鶏	24	120	840

東総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	24	118	944
	豚	36	180	1,440
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	24	118	708
	豚	36	180	1,080
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚鶏			
合 計	牛	48	236	1,652
	豚	72	360	2,520
	鶏	24	120	840

南総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	11	55	440
	豚鶏	11	55	440
腸内細菌科菌群数	牛	11	55	330
	豚鶏	11	55	330
その他	牛			
	豚鶏			
合 計	牛	22	110	770
	豚鶏	22	110	770

## 第6章 調査研究

### 1 年度別調査研究発表目録(平成22年度～令和3年度)

#### (1) 中央食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
22	消化管内容物による豚枝肉の汚染防止対策について	安部 美香
	と畜検査時に発見された異臭豚について	小池 裕
23	豚のポルフィリン症を疑った1例	小池 裕
	イムノクロマト法を用いたカンピロバクター検査による認定小規模食鳥処理場への啓発	福本 順恵
24	イムノクロマト法を用いたカンピロバクター検査による認定小規模食鳥処理場への啓発	杉信 暁子
25	豚の平滑筋肉腫の一例について	一ノ関 瞳
26	豚の全身性皮下の腫瘤	一ノ関 瞳
元	管内と畜場の HACCP 導入後の現況について	橋本 亮
2	管内と畜場に向けて実施した従業員への衛生教育の取組みについて	山田 修造
3	と畜場における ATP 拭き取り検査を活用した衛生指導	山田 修造

#### (2) 東総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
22	と畜場搬入豚における <i>Salmonella</i> 保菌実態調査	仁和 岳史
23	食鳥処理場で発見されたマレック病の発生事例について	田口 尚美
	と畜場搬入豚におけるサルモネラ保菌実態調査	仁和 岳史
24	豚肉から内寄生虫駆除剤(フェンベンダゾール)が検出された事例について	佐藤 重紀
	鶏の肝臓の腫瘤	吉野 学
	肉用鶏のマレック病	吉野 学
	鶏大腸菌症から分離された基質特異性拡張型 $\beta$ ラクターマーゼ産生大腸菌の性状について	坂倉 佳佑
	と畜場搬入豚における <i>Salmonella</i> 保菌実態調査について	岡野 肇
	大規模食鳥処理場におけるカンピロバクター汚染実態調査	柿田 徹也
	と畜検査において発見された牛白血病について	秋本 遼
25	豚の腹腔内腫瘤	吉野 学
	スタンプ標本を用いた免疫組織化学染色のと畜検査への応用について	吉野 学
	鶏の体腔内腫瘤	吉野 学
	レフトロン及びスポットケムを利用した総ビリルビン量及び尿素窒素量の測定	飯田 直樹 柿田 徹也
26	と畜検査において発見された牛の放線菌症の微生物学的及び病理組織学的検索	吉野 学
	鶏の体腔内腫瘤	綿村 崇宏
	豚筋肉を検体とした尿素窒素の測定について	塩川 功

27	と畜場における衛生管理の検証	岡田 藍 茂木巡太郎
	牛枝肉等の腸管出血性大腸菌拭き取り検査	吉野 学
28	高齢黒毛和種の T 細胞性腫瘍	神尾 隆昌
	当所管内 Y 食肉センターにおける HACCP システム導入に対する取組みについて	菅 賢明 石下 進平
29	千葉県産の豚及びイノシシにおける病原性エルシニアの保有状況と食肉の汚染状況について	倉橋 浩一
	食用とされる牛消化管の衛生管理について	角田 千春
	牛の頸部腫瘍	熊谷大史郎
30	注射針が残留した豚パック肉に係る調査と再発防止に向けた一考察	谷 將志
	豚コレラ発生時のと畜場における早期再開に向けた体制の構築	福井章太郎
	県内と畜場に搬入された病畜における残留動物用医薬品の検査状況	倉橋 浩一
元	管内 A と畜場における湯剥き処理豚枝肉の衛生管理について	菅原 千尋
	牛の全身性腫瘍の検査状況について	太田 茉里
3	千葉県のブタにおける病原性エルシニアに対する抗体保有状況	仁和 岳史
	肥育豚におけるクロルテトラサイクリン及びスルファジミジンの残留事例について	島田 圭悟

### (3) 南総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
22	千葉県イノシシ肉処理衛生管理講習会について	菅澤 能威
23	管内と畜場の牛白血病浸潤状況について	清水 佑也
	管内と畜場における牛肉の放射性物質検査について	田島健太郎
	イノシシ肉処理衛生管理講習会におけるアンケート調査について	堀畑 貴子
24	豚レバーのE型肝炎ウイルス保有状況調査	豊田 拓郎
25	高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練について	豊田 拓郎
26	管内と畜場から搬出された内臓肉の流通調査	木下 美歩
27	豚の全身性腫瘍	市原 茜
	管内と畜場搬入豚におけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
28	県内で捕獲されたイノシシにおけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
	県内捕獲イノシシのカンピロバクター属菌および寄生虫卵の検出状況	仁和 岳史
30	枝肉拭き取り検査に基づく衛生状況の改善について	大森 英明
	県内野生鳥獣肉処理施設の処理過程における汚染リスクポイントの解析と改善	崎村 弘朗
元	ATP拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明
2	ATP 拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明
3	作業開始前の牛内臓処理まな板における洗浄方法及び消毒温度の検討について	山田茉里奈

## 2 令和4年度調査研究目録

### ○ 東総食肉衛生検査所

題 名	発表者	学会名等	ページ
牛心臓における無鉤囊虫症	大澤 奈々	令和4年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	53
管内各と畜場豚解体処理ラインにおける枝肉洗淨効果の検証について	小野寺 功	第68回千葉県食品衛生研究協議会北総地区研究会研修会	57

## 牛心臓における無鉤囊虫症

千葉県東総食肉衛生検査所 ○大澤奈々、宗像佳菜子<sup>1)</sup>、川田大紀、  
蒲生汐理、竹田憲生

1) 千葉県山武健康福祉センター

### はじめに

牛無鉤囊虫症は、人を終宿主とする無鉤条虫の卵を中間宿主である牛が摂取し、小腸で六鉤幼虫が孵化し、血行またはリンパ行性に全身へと運ばれ、幼虫が横紋筋や心筋で発育し、筋肉に嚢胞が生じる寄生虫病である。人では寄生された牛の生肉等を摂取することで感染するため、公衆衛生上重要な疾病のひとつである。しかしながらと畜検査においてこの疾病の症例は少なく[1][2][3]、その重要性に対してと畜検査員にとって遭遇率の低い疾病となっている。

今回、千葉県内と畜場に搬入された42カ月齢の雌のホルスタイン1頭の心臓において嚢胞様結節を認める症例に遭遇したので、その概要を報告する。

### 材料及び方法

令和3年7月に当所管内と畜場に42カ月齢の雌のホルスタインが一般畜として搬入された。と畜検査において心臓にのみ中心部に空洞のある嚢胞様結節(以下、結節)を多数認めたため、限局した寄生虫病として当該心臓について一部廃棄措置を講じた。当該心臓については、以下の方法で精密検査を実施した。

#### 1 寄生状況調査及び寄生虫学的検査

当該牛の心臓を細切し、結節の色調、数及び大きさについて検索した。また、摘出した結節について、文献[3]を参考に、37°Cに温めた生理食塩水中で、囊虫の頭節部が反転することにより生存を確認する脱囊試験を行った。

#### 2 病理組織学的検査

結節を含む病変部位を20%中性緩衝ホルマリン液で固定後、常法に従いヘマトキシリン・エオジン染色(以下、HE染色)及び過ヨウ素酸シッフ反応(以下、PAS反応)を行った。

#### 3 遺伝子的検査

結節中心部から内容物を掻き出し、DNeasy Blood & Tissue kit(QIAGEN)を用いて精製したDNAをテンプレートとし、文献[4]に記載のある、無鉤条虫(*Taenia saginata*)のプライマーと反応条件を用いてPCR法を実施した。

成績

1 寄生状況調査及び寄生虫学的検査

結節は心筋内に27個認められ、大きさは最小で約3mm×5mm、最大で約20mm×10mmであった(図1、2、3)。結節はすべて乳白色で陳旧化しており、透明感のあるものは認められなかった。このうち病理組織学的検査に用いなかった19個の結節について、脱嚢試験を行ったが、脱嚢はみられなかった。



図1:心臓の全体写真



図2:脱嚢試験に供した結節



図3:結節剖面  
(ホルマリン固定後)

2 病理組織学的検査

結節中心部の空隙には、変性した好酸球及び好酸性無構造物が充満し、原頭節が認められた。原頭節には吸盤様構造が2つ確認された(図4)。また、虫体にはPAS反応陽性構造物が認められた。結節の外壁は多数の変性壊死した好酸球により内張りされ、その外側に、好酸球、マクロファージ、多核巨細胞及びリンパ球が高度に浸潤し、肉芽腫を形成していた(図5)。結節周囲の心筋組織は変性し、好酸球やマクロファージが浸潤していた。



図4:原頭節(HE染色 Bar=100 μm)

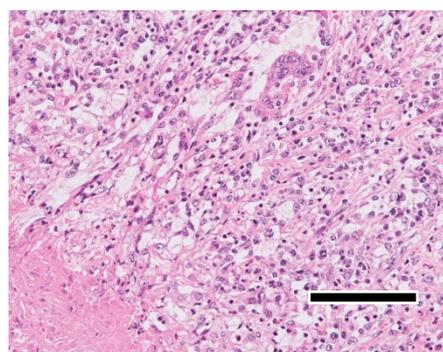


図5:結節(HE染色 Bar=100 μm)

### 3 遺伝子検査

PCR法の結果、無鉤囊虫に特異的とされる827bp付近に増幅産物が検出された(図6)



図6:電気泳動写真

#### 考察

今回の症例は、解体後検査において心臓以外の臓器や筋肉から嚢胞や結節が発見されなかったため、無鉤囊虫の局所感染例であると判断された。

牛体内において、囊虫の大部分は虫卵摂取後9～12カ月後には石灰化と退行変性が起こるとされている[5]。本症例牛の飼育履歴を調査したところ、千葉県外で出生し、2年間飼育された後、千葉県の農場に転入し、1年半の飼育を経てと畜されていた。令和3年度中に、当該と畜場に同一農場から当該牛を含む5頭の牛が出荷されていたが、本症例牛以外で、無鉤囊虫症を疑う嚢胞や結節は確認されなかった。今回、寄生囊虫が全て死滅していたことから、県内農場での感染の可能性は低いと考えられた。

#### まとめ

今回の症例においては心筋内に27個の結節が認められ、他の臓器や筋肉には認められなかった。神奈川県で起きた集団発生事例では無鉤囊虫の寄生率は心臓94%、横隔膜83%、咬筋78%の順に高く[2]、本症例でも一番寄生率の高い心臓で無鉤囊虫が観察された。心筋内の当該結節について病理組織学的検査及び遺伝子検査を実施した結果、無鉤囊虫による好酸球性肉芽腫性心筋炎と診断した。

令和3年度中に同じ県内農場から本症例牛を含む5頭が県内と畜場に搬入されたが、当該牛以外で無鉤囊虫の感染を疑う所見は確認されなかった。また、脱嚢がみられず、寄生囊虫は全て死滅し、厚い肉芽腫の被包がみられたことから、県内農場での感染の可能性は低いと考えられた。

人の無鉤条虫症は国内では症例が少なく、感染例もその多くが海外(特にアフリカ、東南アジア)における感染事例[1]である。しかし、今般輸入飼料や人の往来など海外との結びつきも強くなっていることから、国内に侵入する可能性も増加している。

牛の無鉤囊虫症は、と畜検査員にとって遭遇率の低い疾病ではあるが、人への感染を防ぐためにも、と畜検査の段階で牛の無鉤囊虫症を摘発できるよう、無鉤囊虫症に対すると畜検査員の理解を深めることが重要である。

- [1] 国立感染症研究所年報 平成24年度(2012)
- [2] 盛信博、池谷修、他:神奈川県における牛無鉤囊虫症の集団発生, 日獣会誌, 49, 467-470(1996)
- [3] 塚本展子、萩原晶代、他:埼玉県における牛無鉤囊虫症の発生, 埼玉県事業年報 平成23年度 第43号 (2012)
- [4] H Yamasaki et al., 2004. DNA differential diagnosis of Taeniasis and Cysticercosis by multiplex PCR
- [5] World Health Organization Technical Report: Series 637, 59-64(1979)

管内各と畜場豚解体処理ラインにおける枝肉洗浄効果の検証について

東総食肉衛生検査所 ○小野寺 功、田代 明子、  
井手 夏希、宮沢 俊一

1. はじめに

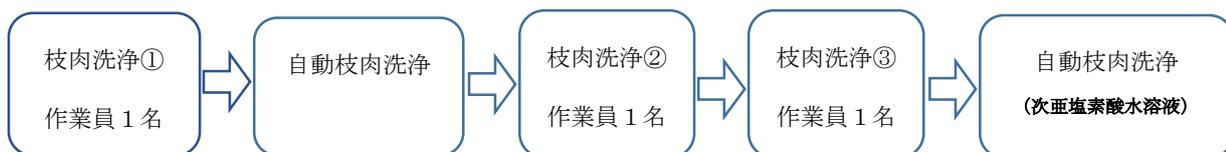
と畜場法・食鳥検査法の改正に伴うHACCP制度化により、と畜場及び大規模食鳥処理場はHACCPに基づく衛生管理が義務付けられるとともに、と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証（衛生管理計画及び手順書の確認、現場検査、記録検査、微生物試験）を受けなければならないこととなり、本県では令和3年6月から各食肉衛生検査所が所管する施設の外部検証を開始している。

と畜場における外部検証では、最終洗浄後の冷蔵庫搬入前又は冷蔵庫搬入直後の枝肉表面から5cm×5cm×2mm(厚さ)の表面組織を切除して検体とし、一般細菌数と腸内細菌科菌群数を定量する微生物試験(以下、切除法という)を畜種ごとに5検体ずつ月1回の頻度で実施している。当所管内のと畜場 A・B・Cにおける豚枝肉に係る切除法の試験結果の平均値(令和3年7月～令和4年5月)を比較したところA<C<Bの順番となり、施設間で差が大きいことが判明している。

差が生じる原因について検討を進めるなかで各施設の製造工程を確認したところ、表1に示すように最終トリミング後の枝肉洗浄の工程数はB<C<Aの順番となっており、各施設平均値と枝肉洗浄工程数には負の相関がある可能性について着目した。そこで、各施設の枝肉洗浄効果に係る調査を実施したところ、若干の知見を得たので今後の課題等を含め報告する。

表1:各施設の洗浄工程(各施設とも水源は井戸水)

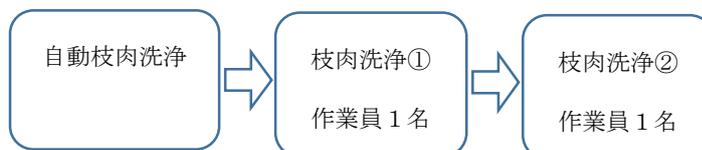
と畜場A



と畜場B



と畜場C



## 2. 試験方法等

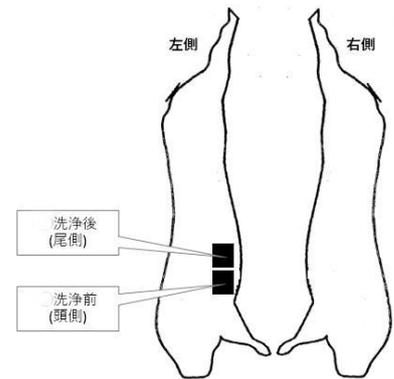
### (1) 実施期間

令和4年8月～9月

### (2) 試験対象及び試験方法等

と畜場 A・B・C でそれぞれ解体処理される豚枝肉について、図1に示すようにフキトレール(PBS)を用いて同一個体の最終洗浄前の左胸部及び最終洗浄後の左胸部の表面組織100cm<sup>2</sup>(10cm × 10cm)の拭き取りを行い、1施設につき5頭分、計10検体を採取し、1回あたり計30検体(3施設分)を供する微生物試験を実施期間内に3回実施した。試験項目は一

図1: 拭き取り部位



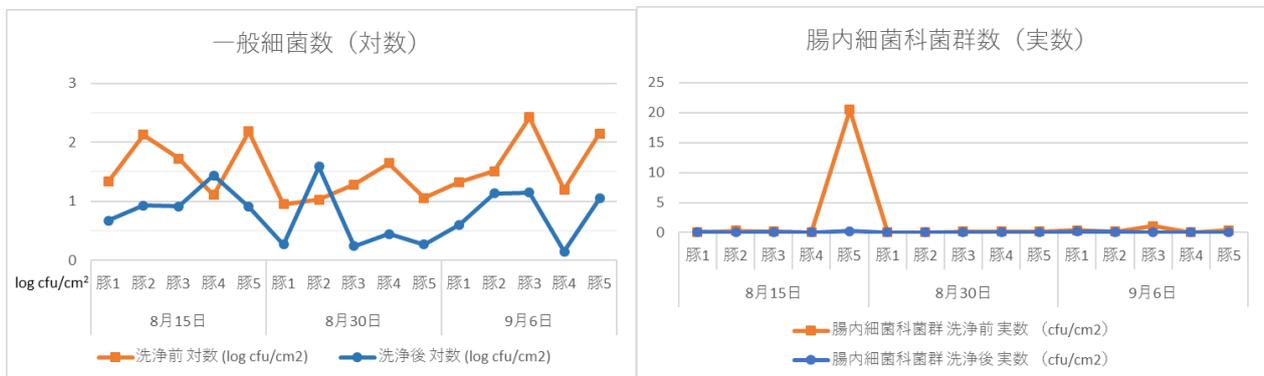
般細菌数及び腸内細菌科菌群数で、3Mペトリフィルム培地(AC/EB)を用いて食品衛生検査指針微生物編

2018に記載されている常法により検査判定を行った。

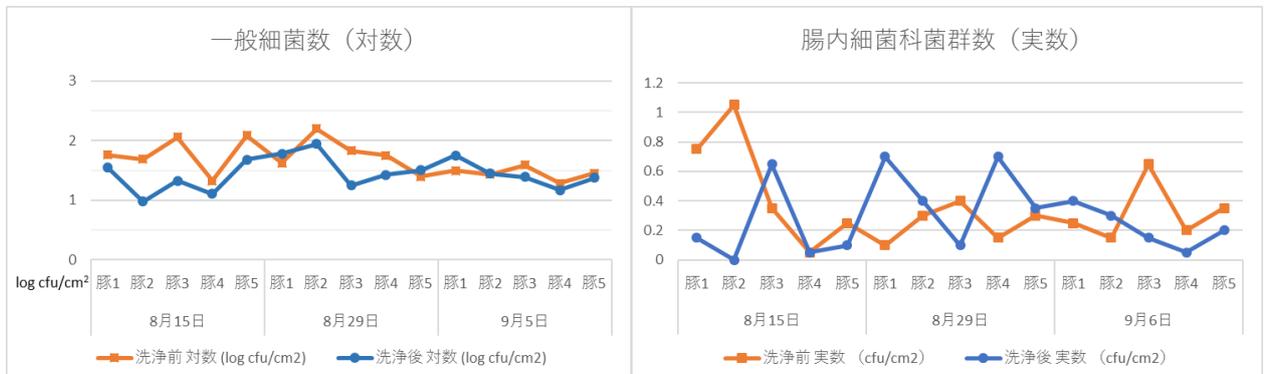
## 3. 試験結果

図2

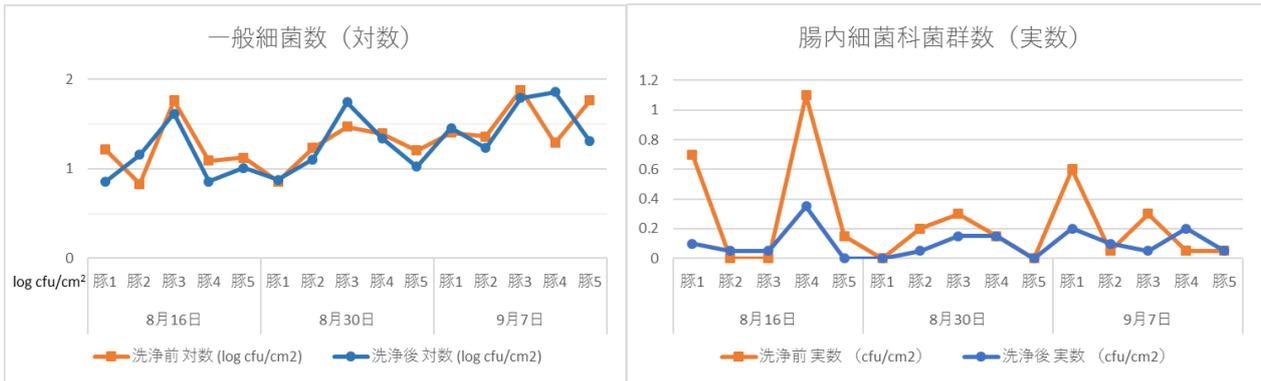
### と畜場A



### と畜場B



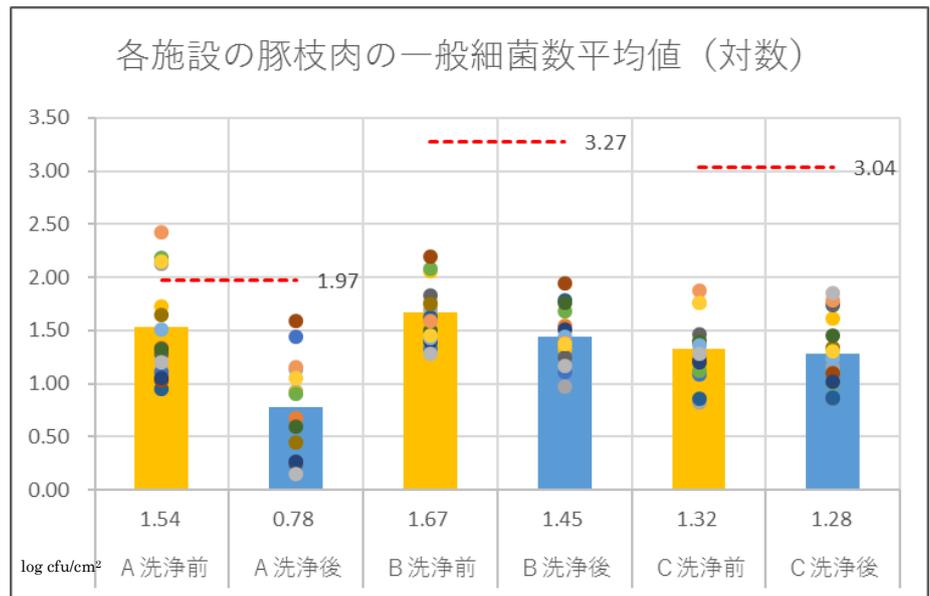
と畜場C



管内各施設の洗浄前後の豚枝肉の一般細菌数及び腸内細菌科菌群数は図2のとおりとなった。一般細菌数については、洗浄後に菌数が増加した個体がと畜場Aで2個体、と畜場Bで4個体、と畜場Cで5個体確認された。腸内細菌科菌群数については、ほぼ全ての検体の各希釈段階プレートで適正コロニー数の下限値を下回って菌数が 1cfu/cm<sup>2</sup> 未満となったため、評価を見送ることとした。また、1cfu/cm<sup>2</sup> 未満の数値は対数変換でマイナスとなってグラフ上にプロット不可能なため、腸内細菌科菌群数は実数表記としている。

図3

各施設における枝肉洗浄前後の一般細菌数の平均値 (log cfu/cm<sup>2</sup>) は図3に示す結果となった。



洗浄前後における一般細菌数の平均値の差はと畜場Aで 0.76 (減少幅の最大値 1.27)、と畜場Bで 0.22 (減少幅の最大値 0.73)、と畜場Cで 0.04 (減少幅の最大値 0.36)で、と畜場A及びと畜場

Bでは洗浄後に一般細菌数の有意な減少があり(p<0.05)、と畜場Cでは洗浄の前後で有意差はなかった。

また、各施設の洗浄後の一般細菌数の平均値と、8月及び9月に本調査研究とは別日に外部検証で実施した切除法(各施設計 10 検体)の一般細菌数の平均値(図中の破線)との差を比較すると、と畜場Aで 1.19、と畜場Bで 1.82、と畜場Cで 1.76 と結果に大きく開きがあった。このことは、切除法により枝肉表面そのものを削り取った結果、表面の陥凹などに存在していた細菌が検出された影響によるものと考えられ、拭き取り法と切除法の結果の違いを論じた厚生労働科学研究(※2)や当所の令和元年度の調査報告(※3)とも概ね一致することが改めて確認された。

#### 4. 考察及びフィードバック

##### (1) 考察

と畜場B及びCについて、洗浄工程数の少ないと畜場Bのほうが菌数低減という点では効果があり、と畜場Cでは有意差がみられないという結果であった。井戸水のみによる単純な枝肉洗浄では菌数低減という点で効果があったとしても僅かであること、洗浄工程数は菌数低減に影響していない可能性が示唆された。また、図2より、と畜場B及びCともに洗浄後に一般細菌数が増加した個体がそれぞれ4個体及び5個体確認されており、枝肉洗浄では洗浄水を媒介して汚染が周辺部位に拡散しているという報告(※1)もあることから、拭き取り部位より上部にあった汚染が洗浄水によって拡散された可能性も示唆された。

と畜場Aについては、図2より、洗浄後に一般細菌数が増加した個体は2個体で、と畜場B及びCよりも少なかった。また、図3より、洗浄前後における一般細菌数の平均値の差は3施設中で最大であり、枝肉洗浄後の一般細菌数の平均値と切除法の一般細菌数の平均値の差は、と畜場B及びCが 1.82、1.76 であるのに対し、と畜場Aは 1.19 と小さい値を示していた。と畜場B及びCにおいて井戸水のみによる単純な枝肉洗浄が菌数低減という点で僅かな効果しかなかったこと、洗浄工程数は菌数低減に影響していない可能性を考慮すると、と畜場Aでは菌数低減という点で次亜塩素酸水溶液が一定の効果を発揮している可能性が示唆された。その一方、と畜場B及びCと比較して洗浄前・洗浄後ともに結果のバラツキが大きく、洗浄前の検体で  $2\log \text{ cfu/cm}^2$  を超えるものが3検体あるなど、洗浄前までの作業工程に何等かの問題を抱えている可能性も示唆された。なお、次亜塩素酸水溶液の使用の有無により菌数にどの程度違いがあるかについては調査していないため、今後の検討事項としたい。

以上より、菌数低減という点で枝肉洗浄の効果が認められる施設でも1log 減少程度と限定的であり、最終製品である枝肉の微生物コントロールには、洗浄前の各工程においてと畜場・枝肉に直接接触する手指・機械器具の洗浄消毒、汚染部位のトリミングといった衛生的な作業の確実な実施が重要であることが改めて確認された。

##### (2) 各と畜場へのフィードバック

得られた調査結果は施設毎に当該施設分のみを情報提供するとともに、各施設の衛生管理責任者等に考察を踏まえた助言を行い、枝肉洗浄前の各工程における作業衛生の徹底を促した。また、年度内に各施設で開催される従事者向け衛生講習会において調査結果を紹介し、手指・機械器具の洗浄消毒、汚染部位のトリミングの重要性をと畜場従事者に周知する予定である。

## 5. まとめ

枝肉洗浄工程数と各施設の一般細菌数の平均値に負の相関を認めることはできなかったが、本件調査を通し、枝肉洗浄工程が菌数低減にどの程度寄与しているのか、施設毎に数値として「見える化」し、枝肉洗浄前の作業衛生の重要性を示す教育資料とすることができた。施設側にフィードバックした際は「従事者教育に役立つ」と衛生管理責任者等からも好評であった。

外部検証で実施している切除法は採材方法の特性上、枝肉が静止している状態でないと検体を得ることができず、作業工程の問題点を洗い出す工程内検査には不向きである。工程内検査の手法としては拭き取り法等に頼ることになるが、拭き取り法で得られた値については「切除法であれば 1～1.5log は高く出た可能性がある」といった漠然とした表現にならざるを得ず、評価が難しかった。

本件調査で施設毎に得られた枝肉洗浄による菌数低減の平均値及び拭き取り法と切除法の平均値の差を参考値として利用することで、枝肉洗浄前の拭き取り法で得られた検査結果を切除法ベースに換算、枝肉洗浄前の作業不備が最終製品に及ぼす影響を間接的に評価することができ、工程内検査としての拭き取り法を今後、有効活用できるのではないかと考える。

令和3年6月のHACCP制度化の完全施行に伴い、各と畜場はHACCPに基づく衛生管理をスタートさせているが、内部検証体制が盤石とは言い難いのが現状である。今後は外部検証で実施している試験検査に上乗せして拭き取り法等による工程内検査の実施頻度を増やすなど、施設自らPDCAサイクルを回していくために食肉衛生検査所ができるサポートの在り方を模索していきたい。

## 参考文献

- ※1 「Effectiveness of Trimming and/or Washing on Microbiological Quality of Beef Carcasses」  
Journal of Food Protection, Vol.58, No.10, Page1114-1117
- ※2 「ふき取りに代わると畜場内枝肉、市販牛肉・豚肉の内部検証法の検討」  
令和2年度厚生労働科学研究
- ※3 「豚枝肉における切除法と拭取り法の検査結果の比較について」  
令和元年度 千葉県食品衛生研究協議会北総地区研究会研修会 東総食肉衛生検査所

## 第7章 附表

### 1 と畜場使用料・とさつ解体料並びに検査手数料

令和4年4月1日現在

所管	と畜場名 (と畜場番号)	区分	認可料金 (単位:円)						
			牛	馬	中とく	とく	豚	めん羊 山羊	山羊
中央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター ( 6 )	と畜場使用料	/	/	/	/	1,320	/	/
		とさつ解体料	/	/	/	/	685	/	/
東総	千葉県食肉公社 ( 1 )	と畜場使用料	8,470	8,470	2,750	1,100	1,210	880	880
		とさつ解体料	2,970	2,970	2,200	660	660	660	660
	横芝光町営東陽 食肉センター ( 9 )	と畜場使用料	6,637	6,637	3,982	1,155	1,155	1,062	1,062
		とさつ解体料	2,750	2,750	2,200	550	692	330	330
	東庄町食肉センター ( 1 1 )	と畜場使用料	/	/	/	/	935	/	/
		とさつ解体料	/	/	/	/	715	/	/
南総	南総食肉センター ( 1 5 )	と畜場使用料	5,500	5,500	3,300	2,200	1,320	1,650	1,650
		とさつ解体料	2,750	2,750	2,200	770	880	770	770

と畜・食鳥検査手数料(単位:円)	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	鳥
		700	700	300	300	200

## 2 と畜場の構造設備等の概要

所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積	敷地 建物	建築様式 使用水	1日の 処理 能力	大動物 小動物	繋留所 面積	大動物 小動物	解体 処理室 面積	大動物 小動物	懸肉室 冷蔵 施設	汚水 処理 施設	設置 年月日	処理 能力	処 能 放 流 先
中 央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター	成田市芦田2420 民営	印旛食肉センター事業協同組合 成田市芦田2420	印旛食肉センター事業協同組合 成田市芦田2420	平成8年4月1日	19,847.5㎡ 5,069.8㎡	鉄筋コンクリート 井戸水	900頭	490.07㎡	508.50㎡	115.00㎡ 825.00㎡	昭和50年8月21日 活性汚泥法	790m <sup>3</sup> /日 根本名川						
														設置 年月日	設置 年月日				
東 総	千葉県食肉公社 横芝光町 東陽食肉センター	旭市鎌数6354-3 民営	株式会社千葉県食肉公社 旭市鎌数6354-3	横芝光町 山武郡横芝光町芝崎1390 公営	平成10年10月1日	41,047.5㎡ 9,559.9㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	120頭 1,850頭	427.00㎡ 1,149.00㎡	564.81㎡ 989.79㎡	1,594.00㎡ 2,417.00㎡	平成元年4月1日 活性汚泥法	2,600m <sup>3</sup> /日 新川						
														設置 年月日	設置 年月日				
東 総	町 庄 肉 セ ン タ ー	香取郡東庄町笹川4714 公設民営	東庄町 香取郡東庄町笹川4713-131	東庄町 香取郡東庄町笹川4713-131	昭和43年5月17日	14,400.0㎡ 4,254.0㎡	鉄筋コンクリート 井戸水	30頭 850頭	114.00㎡ 525.50㎡	165.00㎡ 893.00㎡	216.00㎡ 532.00㎡	平成9年3月19日 活性汚泥法	1,000m <sup>3</sup> /日 栗山川						
														設置 年月日	設置 年月日				
南 総	南総食肉センター	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1 民営	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1	東庄町 香取郡東庄町笹川4713-131	昭和28年12月20日	6,783.0㎡ 2,044.2㎡	鉄筋鉄骨コンクリート 井戸水	530頭	225.10㎡	335.48㎡	285.01㎡	昭和45年3月31日 活性汚泥法	450m <sup>3</sup> /日 黒部川						
														設置 年月日	設置 年月日				
南 総	丸トポトリー食品 株式会社関東支店	香取市大倉5708-2 民営	丸トポトリー食品株式会社 愛知県豊橋市牟呂町字扇田14	丸トポトリー食品株式会社 愛知県豊橋市牟呂町字扇田14	平成10年3月25日	49,915.0㎡ 3,227.0㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	60頭 230頭	262.73㎡ 315.94㎡	294.24㎡ 330.50㎡	220.00㎡ 448.00㎡	昭和56年3月31日 活性汚泥法	370m <sup>3</sup> /日 一宮川						
														設置 年月日	設置 年月日				

## 3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要

所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積	敷地 建物	建築様式 使用水	1日の 処理 能力	生体保管場所 面積	食鳥処理室 面積	冷蔵・冷凍 施設面積	汚水 処理 施設	設置 年月日	処理 能力	処 能 放 流 先
東 総	丸トポトリー食品 株式会社関東支店	香取市大倉5708-2 民営	丸トポトリー食品株式会社 愛知県豊橋市牟呂町字扇田14	丸トポトリー食品株式会社 愛知県豊橋市牟呂町字扇田14	平成22年4月1日	4,802.0㎡ 2,167.8㎡	鉄骨スレート 井戸水	6,800羽	98.30㎡	341.72㎡	159.70㎡	平成12年1月 活性汚泥法	300m <sup>3</sup> /日 利根川			

## 4 歴代所長一覧

代	中央食肉衛生検査所	東総食肉衛生検査所	南総食肉衛生検査所
初	石川 光 昭和49年4月～50年5月	斉藤 健三 昭和46年7月～50年3月	八角 武夫 昭和56年4月～59年3月
2	青木 榮 昭和50年5月～53年3月	本多 作爾(事務取扱) 昭和50年4月～50年5月	高橋 卓 昭和59年4月～61年3月
3	本多 作爾 昭和53年4月～55年3月	田崎 武範 昭和50年5月～51年3月	松本 康夫 昭和61年4月～62年3月
4	鈴木 謙之介 昭和55年4月～56年6月	北田 孝 昭和51年4月～56年6月	藤江 常三 昭和62年4月～63年3月
5	北田 孝 昭和56年6月～58年3月	吉岡 秀三 昭和56年6月～59年3月	萬谷 稔 昭和63年4月～平成2年3月
6	青木 榮 昭和58年4月～59年3月	八角 武夫 昭和59年4月～61年3月	野口 英生 平成2年4月～4年3月
7	吉岡 秀三 昭和59年4月～60年3月	渡辺 春道 昭和61年4月～62年3月	橘川 宏 平成4年4月～5年3月
8	高澤 功 昭和60年4月～61年3月	慶児 良弘 昭和62年4月～平成2年3月	富樫 繁美 平成5年4月～6年3月
9	八角 武夫 昭和61年4月～62年3月	萬谷 稔 平成2年4月～4年3月	鈴木 武夫 平成6年4月～8年3月
10	土屋 正雄 昭和62年4月～平成元年3月	野口 英生 平成4年4月～5年3月	石川 正順 平成8年4月～13年3月
11	三輪 正容 平成元年4月～3年3月	寺牛 正和 平成5年4月～10年3月	川口 節男 平成13年4月～15年3月
12	高根澤 幸雄 平成3年4月～5年3月	鈴木 武夫 平成10年4月～11年3月	穴倉 忠夫 平成15年4月～16年3月
13	萬谷 稔 平成5年4月～6年3月	三輪 弥太郎 平成11年4月～13年4月	濱田 徳雄 平成16年4月～17年3月
14	野口 英生 平成6年4月～8年3月	鎌田 知能 平成13年4月～16年3月	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月
15	山口 尊彦 平成8年4月～13年3月	平山 勝男 平成16年4月～18年3月	加瀬 宏夫 平成17年4月～19年3月
16	鎌田 知能(事務取扱) 平成13年4月～13年4月	高浦 芳一 平成18年4月～20年3月	堂後 紀彦 平成19年4月～20年3月
17	三輪 弥太郎 平成13年4月～15年3月	高橋 紀久夫 平成20年4月～22年3月	大平 一良 平成20年4月～21年3月
18	川口 節男 平成15年4月～17年3月	土肥 暁 平成22年4月～24年3月	細谷 和邦 平成21年4月～24年3月
19	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月	渡辺 茂樹 平成24年4月～25年3月	小澤 等 平成24年4月～26年3月
20	竹越 不可止 平成17年4月～18年3月	岩井 良宏 平成25年4月～28年3月	林 亨 平成26年4月～28年3月
21	石田 良雄 平成18年4月～21年3月	水田 勲 平成28年4月～30年3月	小谷 嘉宏 平成28年4月～30年3月
22	高索 俊二 平成21年4月～22年3月	佐藤 至 平成30年4月～令和2年3月	嶋野 正義 平成30年4月～平成31年3月
23	阿部 暁 平成22年4月～24年3月	小山 裕士 令和2年4月～令和4年3月	菅沢 淳一 平成31年4月～令和2年3月
24	若菜 正行 平成24年4月～25年3月	菅沢 淳一 令和4年4月～令和5年3月	山田 裕康 令和2年4月～令和3年3月
25	崎本 毅 平成25年4月～26年3月		竹田 雅一 令和3年4月～令和4年3月
26	野平 幸也 平成26年4月～28年3月		崎村 弘朗 令和4年4月～令和5年3月
27	塚本 宏 平成28年4月～29年3月		
28	浦野 圭司 平成29年4月～30年3月		
29	渡邊 紀之 平成30年4月～平成31年3月		
30	齋藤 了 平成31年4月～令和2年3月		
31	高橋 孝二 令和2年4月～令和3年3月		
32	高馬 洋之 令和3年4月～令和5年3月		



県の魚（鯛）



県の鳥（ほおじろ）



県の花（菜の花）



県の木（まき）

令和4年度千葉県食肉衛生検査所事業概要

令和5年10月

編集者 千葉県中央食肉衛生検査所  
千葉県東総食肉衛生検査所  
千葉県南総食肉衛生検査所